

音更町耐震改修促進計画

令和4年3月（改定）

音 更 町

目 次

1. 計画の目的と位置付け	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 計画の期間	2
2. 音更町の概要	3
2-1. 位置、面積など	3
(1) 位置及び面積	3
(2) 地 勢	3
2-2. 音更町における地震の歴史	3
3. 音更町で想定される地震	5
3-1. 想定される地震の種類	5
3-2. 想定地震による震度分布	6
3-3. 想定地震による被害想定	8
4. 耐震化の現状	9
4-1. 住宅・多数利用建築物の耐震化の現状	9
5. アンケート調査	13
5-1. アンケート調査の概要	13
5-2. アンケート調査結果	14
(1) あなた自身のことについて	14
(2) 大きな地震の発生について	20
(3) 住宅の耐震診断・耐震改修について	22
(4) 耐震診断に関する支援制度について	27
(5) 耐震改修に関する支援制度について	30
(6) その他、耐震化や地震防災に関する支援について	31
5-3. アンケート調査結果から得られた住民の意識と今後の課題	33
6. 耐震化の目標及び取り組み	34
6-1. 耐震化率の目標	34

6-2. 耐震化の促進に向けた各主体の役割.....	35
(1) 町の役割.....	35
(2) 所有者の役割.....	35
(3) 建築関連事業者の役割.....	35
6-3. 耐震化の促進に向けた施策.....	36
(1) 地震防災対策に関する啓発、知識の普及.....	36
(2) 総合的な建築物の安全対策の推進.....	37
(3) 耐震診断及び耐震改修に対する支援.....	40
(4) 住宅の住み替え・除却の促進.....	42
(5) 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の促進.....	43
7. 耐震改修促進法・建築基準法による指導等.....	45
7-1. 耐震改修促進法による指導等.....	45
7-2. 建築基準法による勧告等.....	47
8. 計画の推進に関する事項.....	48
8-1. 北海道及び関係団体との連携.....	48
8-2. 町の計画推進体制.....	48

資料編

図表.....	資 1
建築物の耐震改修の促進に関する法律.....	資 5
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令.....	資 18
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針.....	資 25

1. 計画の目的と位置付け

1-1. 計画の背景と目的

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）」を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。




その後、平成18年（2006年）に耐震改修促進法を改正し、建築物の計画的な耐震化を図るため、都道府県に耐震改修促進計画の策定を義務付け、北海道は同年12月に北海道耐震改修促進計画（以下「北海道計画」という。）を策定し、平成28年（2016年）5月に計画を見直しました。音更町は北海道計画を踏まえ、平成21年（2009年）2月に音更町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、平成30年（2018年）3月に計画を見直しました。

近年では、平成20年（2008年）の岩手・宮城県内陸地震、平成23年（2011年）の東日本大震災、平成28年（2016年）の熊本地震、平成30年（2018年）の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、北海道においても平成30年（2018年）9月に発生した胆振東部地震では最大震度7を観測し、大規模な停電が発生するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われました。また、音更町は、今後も高い確率で発生が指摘されている、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の推進地域に指定されており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、北海道は令和3年（2021年）4月に北海道計画を見直し、道内市町村及び道民に周知を図ったところです。音更町においても、引き続き地震による被害の軽減を図り、住民の安全で安心な生活を確保するため、本計画を見直すものです。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを旨とするものです（表1-1）。

表 1-1 SDGs と本計画の関連

ゴール1 （貧困をなくそう）		ゴール11 （住み続けられるまちづくりを）		ゴール13 （気候変動に具体的な対策を）	
	《ターゲット(抜粋)》 災害からの脆弱性を軽減する。		《ターゲット(抜粋)》 災害による被災者数等を大幅に削減する。		《ターゲット(抜粋)》 自然災害に対する強靭性等を強化する。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

本計画は、北海道計画や音更町地域防災計画（地震防災計画）との整合を図るほか、音更町強靱化計画やその他の分野別計画と連携・協調して計画を推進します（図1-1）。

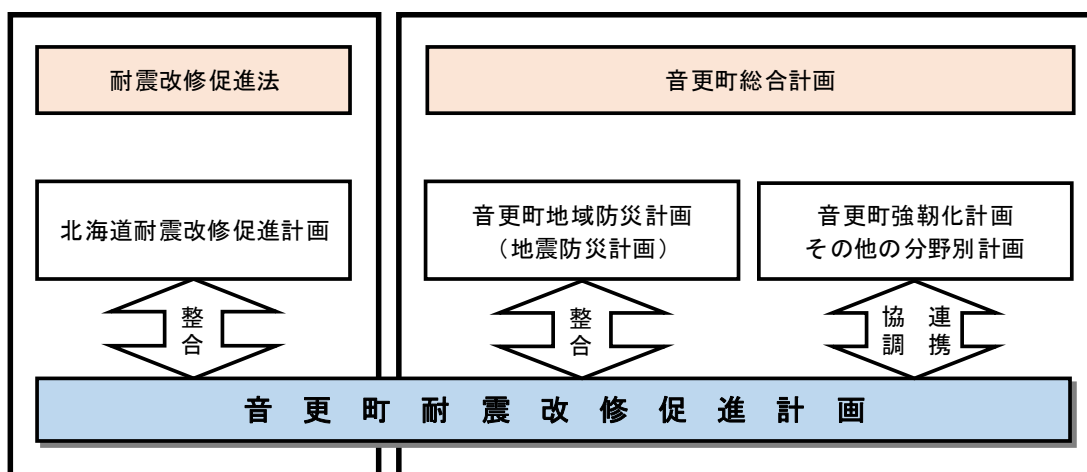
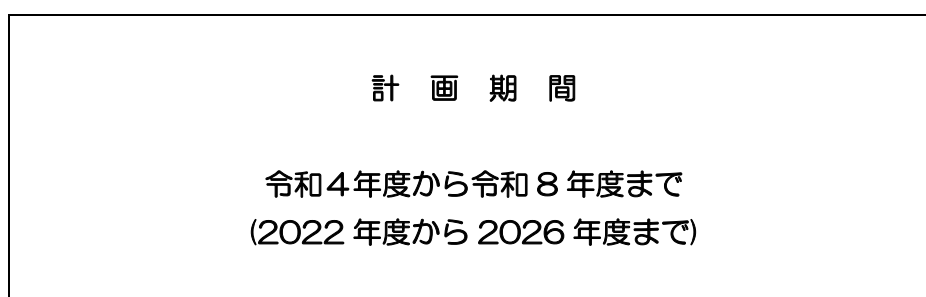


図 1-1 計画の位置付け

1-3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、今後、建築物の耐震化に係る新たな知見や対策が示されるなど、必要な場合は、適宜見直すこととします。



2. 音更町の概要

2-1. 位置、面積など

(1) 位置及び面積

音更町は、十勝平野の中央部北緯 42～43 度、東経 143 度に位置し、南は十勝川を隔てて帯広市及び幕別町に、北は士幌町に、西は芽室町と鹿追町に、東は池田町にそれぞれ接しており、面積は 466.02km²、広さは南北 32.8km、東西 28.7km、東部の南北に走る「長流枝内（おさるしない）丘陵」を除いておおむね平坦です。

(2) 地 勢

音更町が位置する十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪山山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいます。

地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地を成すといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、十勝平野中央付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成しています。

平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳、支笏火山などから噴出した火山灰で覆われています。

2-2. 音更町における地震の歴史

音更町及びその周辺では、平成 5 年（1993 年）の釧路沖地震、平成 6 年（1994 年）の北海道東方沖地震、平成 15 年（2003 年）、平成 20 年（2008 年）及び平成 25 年（2013 年）の十勝沖地震、平成 30 年（2018 年）の北海道胆振東部地震と大きな被害を及ぼした地震が発生しています（表 2-1）。

表 2-1 音更町周辺における平成元年以降の主な地震災害発生記録

発生年月日	震央	位置	規模(M)	被害の状況
H5. 1. 15 (1993年)	釧路沖	E144° 22' N 42° 53'	7.8	20時06分、「釧路沖地震」、東日本のほぼ全域で有感、釧路で震度6、帯広・浦河・八戸で震度5、苫小牧・青森で震度4。
H5. 7. 12 (1993年)	北海道南西沖	E139° 11' N 42° 47'	7.8	22時17分、「北海道南西沖地震」、北海道から東北地方にかけて有感、江差震度5、室蘭・苫小牧・倶知安・青森震度4、帯広・札幌震度3。道南から東北・北陸・中国・山陰の日本海沿岸に津波観測、奥尻・瀬棚・大成で高さ30m近の大津波来襲、奥尻町青苗地区全滅、死者201名、行方不明29名、重傷者81名、軽傷者240名、全壊545戸、半壊400戸、一部損壊4,854戸(被害総額124,309,894千円)。
H6. 10. 4 (1994年)	北海道東方沖	E147° 40' N 43° 22'	8.1	22時23分、「北海道東方沖地震」、東日本のほぼ全域で有感、太平洋及びオホーツク海沿岸で津波を観測、釧路・厚岸で震度6、広尾・浦河で震度5、帯広・網走・苫小牧・音別で震度4。重傷者12名、軽傷者331名、家屋被害2,099戸、道路被害1,318か所
H6. 12. 28 (1994年)	三陸はるか沖	E143° 45' N 40° 26'	7.5	「三陸はるか沖地震」、東日本のほぼ全域で有感、北海道から東北地方の太平洋沿岸で津波を観測(根室花咲港173cm)、八戸で震度6、むつ・青森・盛岡で震度5、帯広・浦河・函館・苫小牧で震度4。死者3名、負傷者784名、家屋被害6,229戸、道路被害104か所。
H15. 9. 26 (2003年)	十勝沖	E144° 05' N 41° 47'	8.0	4時50分、「平成15年十勝沖地震」、東日本のほぼ全域で有感、北海道沿岸で津波を観測(釧路1.2m、根室花咲港0.9m)、鹿追町・幕別町・豊頃町で震度6弱、帯広市震度5強、音更町震度5弱。
H16. 11. 29 (2004年)	釧路沖	E145° 17' N 42° 57'	7.1	3時22分、釧路町・弟子屈町・別海町で震度5強、更別町・釧路市で震度5弱、音更町・帯広市で震度4。傷病者51名、住家一部損壊3棟等被害。
H16. 12. 6 (2004年)	釧路沖	E145° 21' N 42° 51'	6.9	23時15分、厚岸町で震度5強、更別村で震度5弱、芽室町で震度4、音更町、帯広市で震度3。負傷者12名、建物の一部損壊被害。
H16. 12. 14 (2004年)	留萌支庁南部	E141° 42' N 44° 04'	6.1	14時56分、苫前町で震度5強、羽幌町で震度5弱。地震と余震により、負傷者8名、住宅損壊2棟等の被害。
H17. 1. 18 (2005年)	釧路沖	E145° 00' N 42° 53'	6.4	23時09分、厚岸町で震度5強、別海町で震度5弱、旧忠類村で震度4、音更町・帯広市で震度3。負傷者1名、校舎等の一部破損3校、教育施設一部破損5施設など、建物の一部損壊被害。
H20. 9. 11 (2008年)	十勝沖	E144° 40' N 41° 50'	7.1	9時21分、新冠町・新ひだか町・浦幌町・大樹町で震度5弱、音更町、帯広市で震度4。
H23. 3. 11 (2011年)	三陸沖	E142° 51' N 38° 06'	9.0	14時46分、「東北地方太平洋沖地震」、最大震度7(宮城県栗原市)、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強、音更町・帯広市で震度4。
H25. 2. 2 (2013年)	十勝沖	E143° 03' N 42° 07'	6.5	23時17分、最大震度5強、浦幌町、釧路市、根室市で震度5強、音更町、帯広市、新得町で震度5弱
H28. 1. 14 (2016年)	浦河沖	E142° 48' N 41° 58'	6.7	12時25分、最大震度5弱、函館市、新冠町、浦河町、様似町で震度5弱、音更町で震度4
H30. 9. 6 (2018年)	胆振中東部	E142° 00' N 42° 41'	6.7	3時07分、「北海道胆振東部地震」、最大震度7(厚真町)、安平町、むかわ町で震度6強、札幌市、千歳市、日高町、平取町で震度6弱、音更町で震度4

※Mはマグニチュードで地震の規模を示す。以下Mと表記。

(出典：音更町地域防災計画、気象庁)

3. 音更町で想定される地震

3-1. 想定される地震の種類

北海道では、地震による被害想定に基づいた防災対策を検討するため、地震被害想定調査を実施しました。この調査では、最新の研究結果や防災対策の優先度を基に、24 地震 54 断層モデルを対象地震として被害算定の算定をしており、その結果、十勝地方に影響を及ぼす可能性のある地震は、6 地震 9 断層モデルとなっています（図 3-1、表 3-1）。

また、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」は、令和 2 年（2020 年）4 月に北海道から岩手県沖以北の太平洋沖の最大クラスの地震・津波断層モデルの検討結果を公表しました。推計された震度分布では、北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定されており、道東の一部では震度 7 に及ぶとされているほか、日本海側における地震など、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

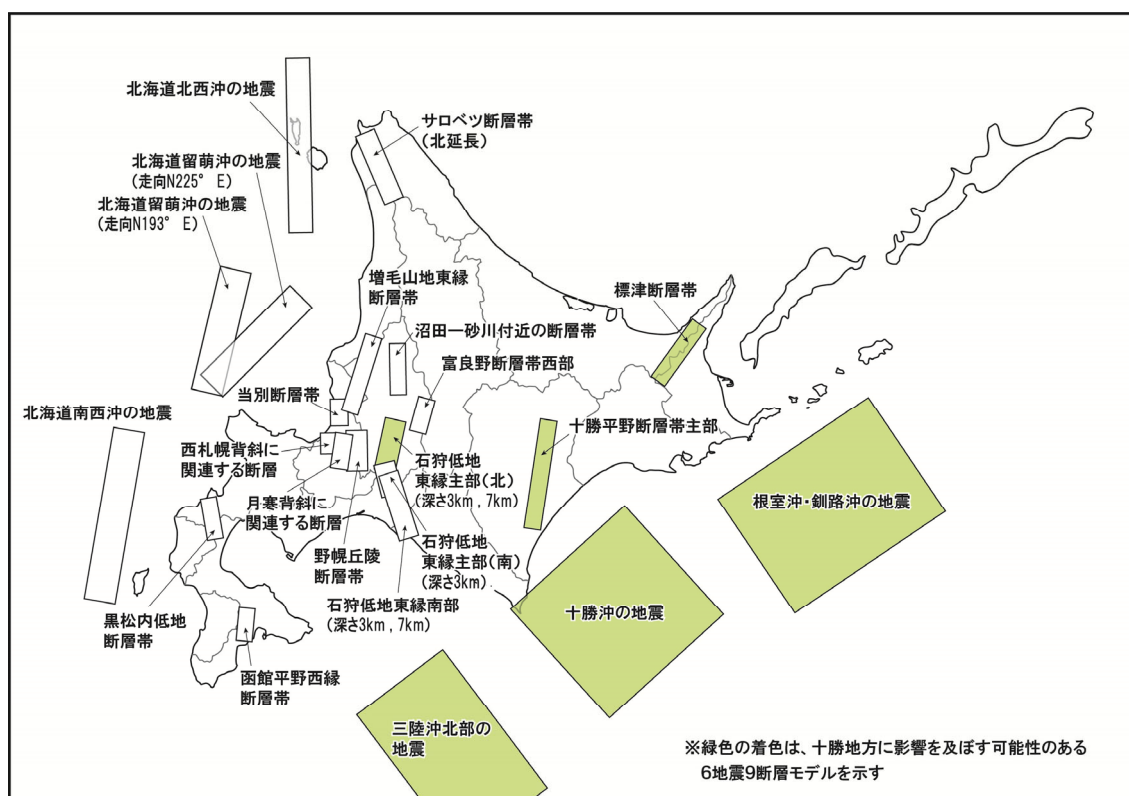


図 3-1 北海道で被害想定を実施した対象地震（24 地震 54 断層モデル）

（出典：平成 26 年地震被害想定等調査結果報告書）

表 3-1 北海道で被害想定を実施した対象地震（24 地震 54 断層モデル）

対象地震			
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2 45_3、45_4、45_5
沼田一砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3 45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ7km）	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ3km）	45_2、45_3、45_5 30_2
石狩低地東縁断層帯主部（南） （深さ3km）	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部 （深さ7km）	30_5
石狩低地東縁断層帯南部 （深さ3km）	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯	45_1	根室沖・釧路沖の地震	—
十勝沖の地震	—	三陸沖北部の地震	—
北海道北西沖の地震	No.2、No.5	北海道南西沖の地震	No.2
北海道留萌沖の地震 （走向N193° E）	No.1	北海道留萌沖の地震 （走向N225° E）	No.2

※緑色の着色は、十勝地方に影響を及ぼす可能性のある6地震9断層モデルを示す

（出典：平成 26 年地震被害想定等調査結果報告書）

3-2. 想定地震による震度分布

北海道が実施した地震被害想定調査では、町内を 250m メッシュ（250m 四方の格子）に分割し、メッシュ毎に想定する震度を計算し表示しています。

これによると、音更町で想定される最大規模の地震は、「十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）」が発生した場合で、町内の 61%の地域で震度 6 強、39%の地域で震度 6 弱になると予想されています（図 3-2）。

また、「十勝沖の地震（M8.2）」が発生した場合は、町内の 15%の地域で震度 6 弱、85%の地域で震度 5 強になると予想されています（図 3-3）。

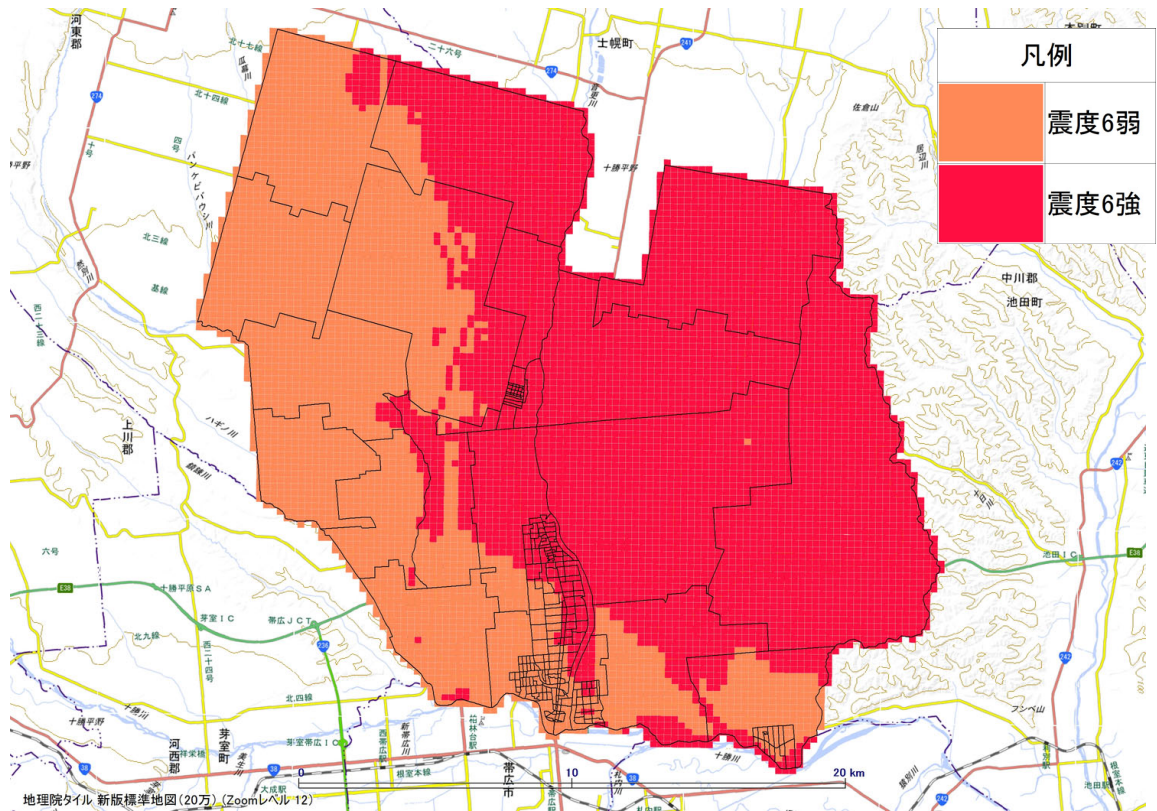


図 3-2 想定地震による震度分布【十勝平野断層帯主部の地震 (M7.4)】

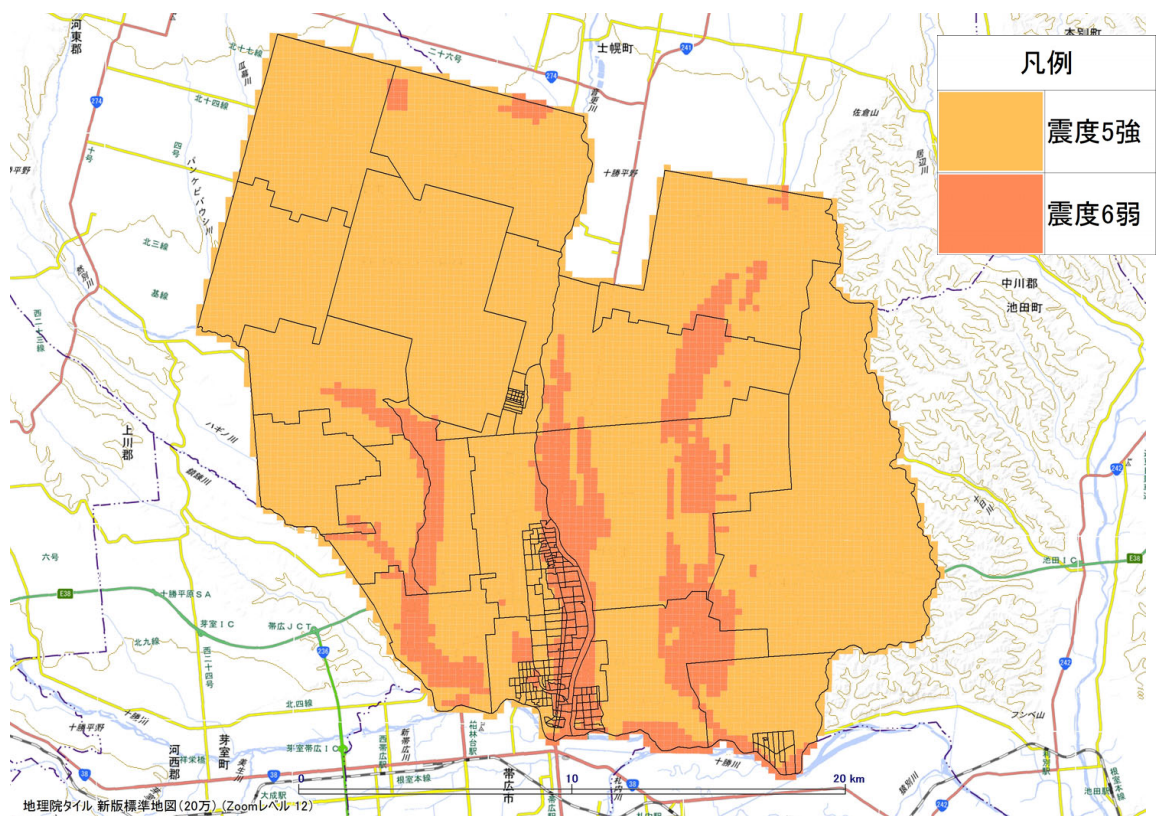


図 3-3 想定地震による震度分布【十勝沖の地震 (M8.2)】

3-3. 想定地震による被害想定

北海道が実施した地震被害想定調査では、音更町において被害が最も大きいと想定されるのは、「十勝平野断層帯主部の地震」が冬の早朝に発生した場合で、死者 4 人、重軽傷者 162 人、全壊 384 棟、全半壊 1,853 棟となっています。

なお、この地震被害想定結果は、中央防災会議などの被害想定手法により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

表 3-2 想定地震による被害想定

想定地震		十勝平野断層帯主部の地震 (M7.4)				十勝沖の地震 (M8.2)	
		冬の早朝		冬の夕方		冬の早朝	
音更町の最大震度		6 強				6 弱	
人的被害	総人口	45,564 人					
	死者数	4 人	0.01%	4 人	0.01%	1 人未満	0.002%
	重軽傷者数	162 人	0.36%	125 人	0.27%	20 人	0.04%
	避難者数	9,736 人	21.37%	9,766 人	21.43%	2,887 人	6.34%
建物被害	総棟数	26,107 棟					
	全壊棟数	384 棟	1.47%	384 棟	1.47%	12 棟	0.05%
	全半壊棟数	1,853 棟	7.10%	1,853 棟	7.10%	154 棟	0.59%

(総人口、総棟数は平成 24 年 (2012 年) 3 月時点)

4. 耐震化の現状

4-1. 住宅・多数利用建築物の耐震化の現状

平成20年度（2008年度）に当初計画を策定した時点の耐震化率は、住宅が75.4%、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）が72.2%でした。

その後、平成29年度（2017年度）に計画を見直し、令和2年度（2020年度）までに、それぞれ耐震化率を95%にすることを目標に、耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年度（2020年度）時点での耐震化の現状は、住宅においては、総数19,881戸のうち、17,387戸が耐震性を有していると推定され、耐震化率は87.5%で、目標に比べ7.5ポイント下回り、当初計画策定時から12.1ポイント増加しました。

また、多数利用建築物においては、総数126棟のうち、111棟が耐震性を有していると推定され、耐震化率は88.1%で、目標に比べ6.9ポイント下回り、当初計画策定時から15.9ポイント増加しました。

さらに、住宅の耐震化率を「戸建て住宅」と「共同住宅」別に細区分すると、「戸建て住宅」の耐震化率は84.5%、「共同住宅」の耐震化率は96.7%となっています。また、耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下、「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の耐震化率は、60.0%となっています。

表 4-1 耐震化率の目標及び実績

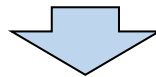
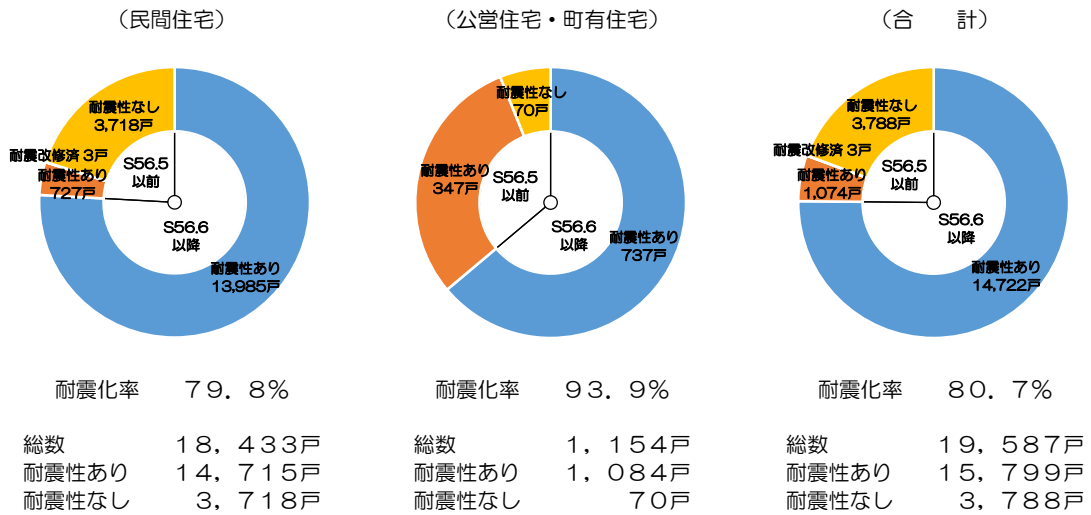
区 分		住 宅	多数利用建築物
平成20年度（2008年度） （当初計画策定時点）	実 績	75.4%	72.2%
	目 標	90.0%	90.0%
平成27年度（2015年度） （当初計画実績）	目 標	90.0%	90.0%
	実 績	80.7%	83.5%
令和2年度（2020年度） （前計画実績）	目 標	95.0%	95.0%
	実 績	87.5%	88.1%
	対目標比	△7.5ポイント	△6.9ポイント
	当初計画 実績比	12.1ポイント	15.9ポイント

<令和2年度（2020年度）における耐震化率の実績（再掲）>

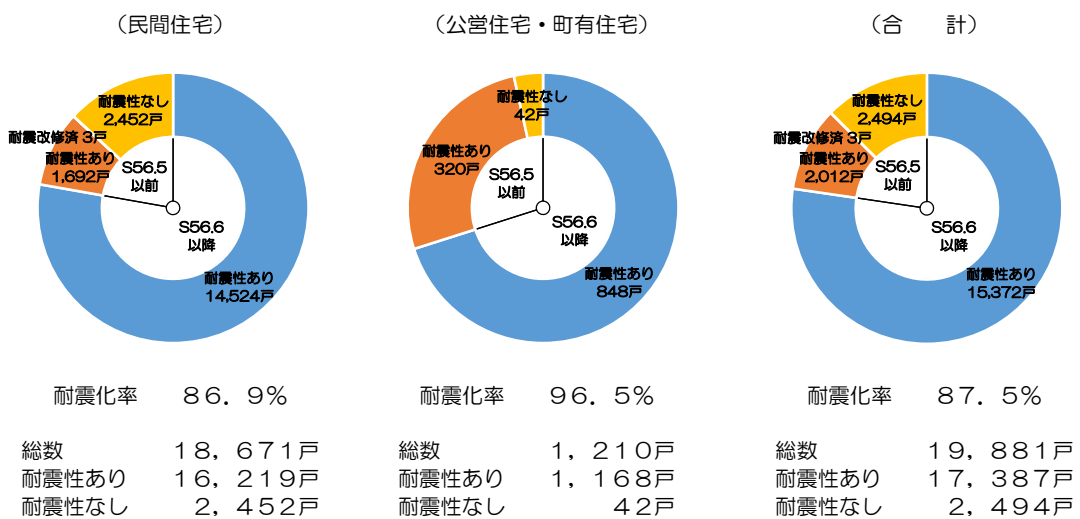
区 分	住 宅		多数利用建築物	耐震診断義務付け 対象建築物	
	戸建て住宅	共同住宅			
耐震化率	87.5%	84.5%	96.7%	88.1%	60.0%

【住 宅】

平成 27 年度（2015 年度） 当初計画実績

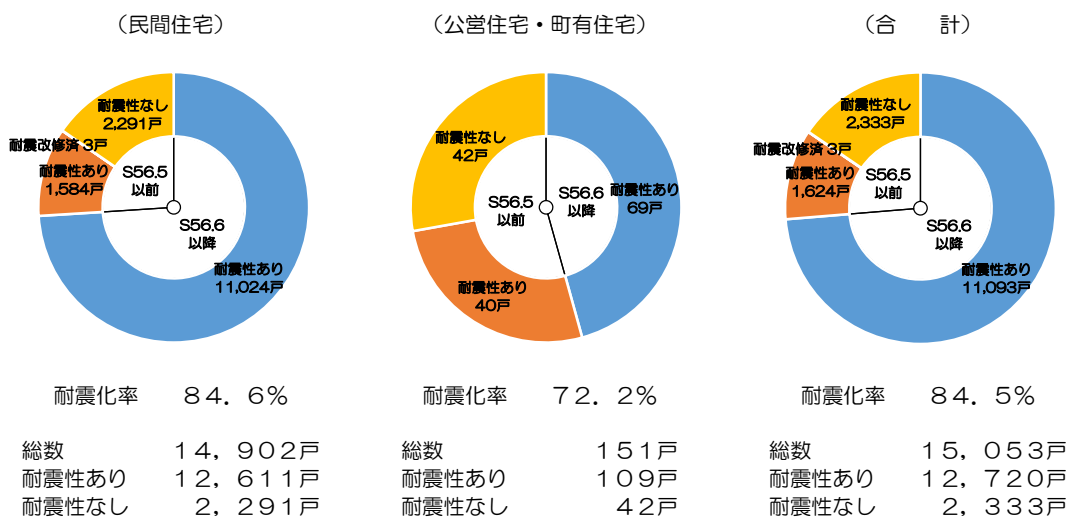


令和 2 年度（2020 年度） 前計画実績

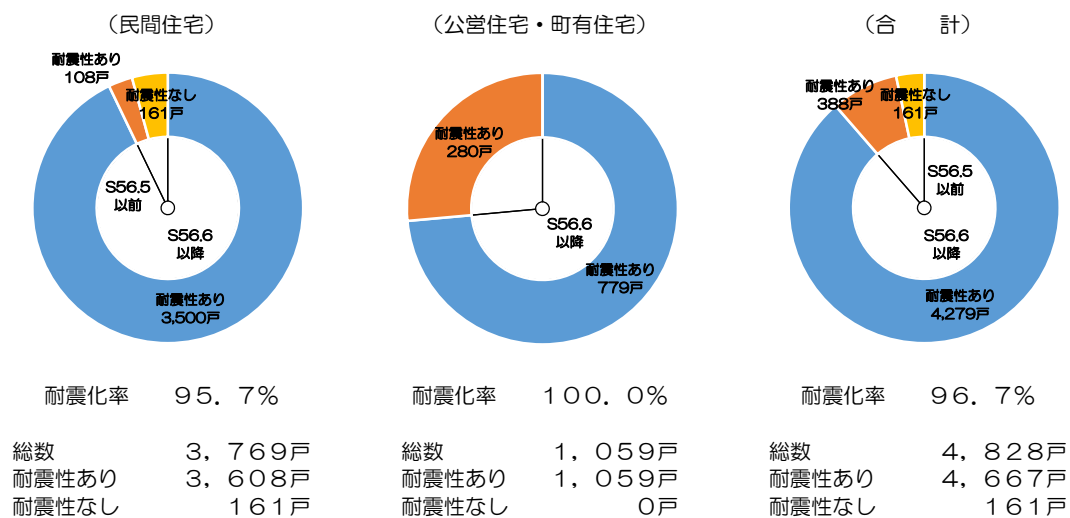


令和2年度（2020年度） 前計画実績を「戸建て住宅」と「共同住宅」に細区分

<戸建て住宅>

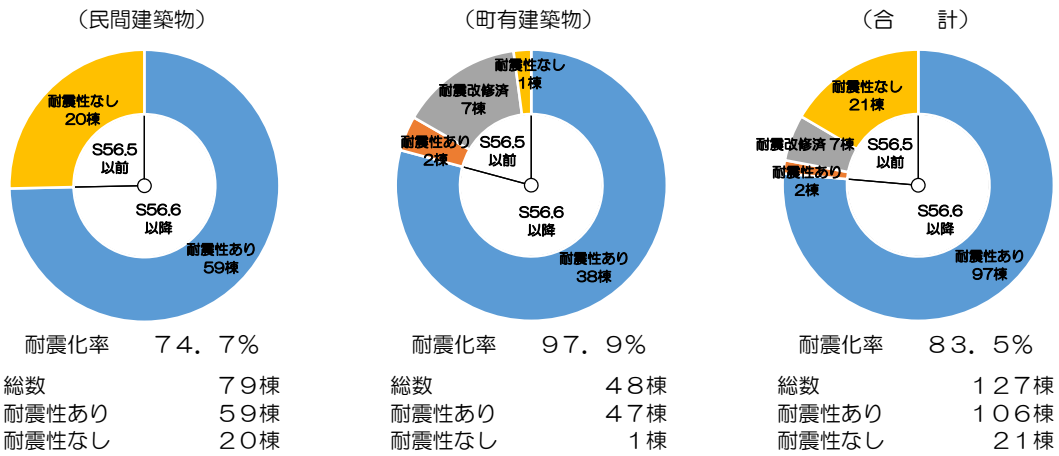


<共同住宅>

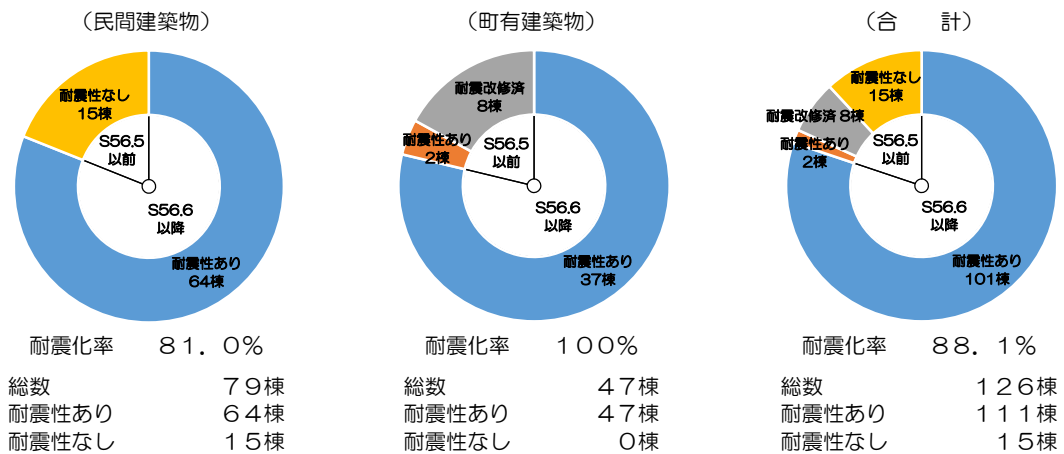


【多数利用建築物】

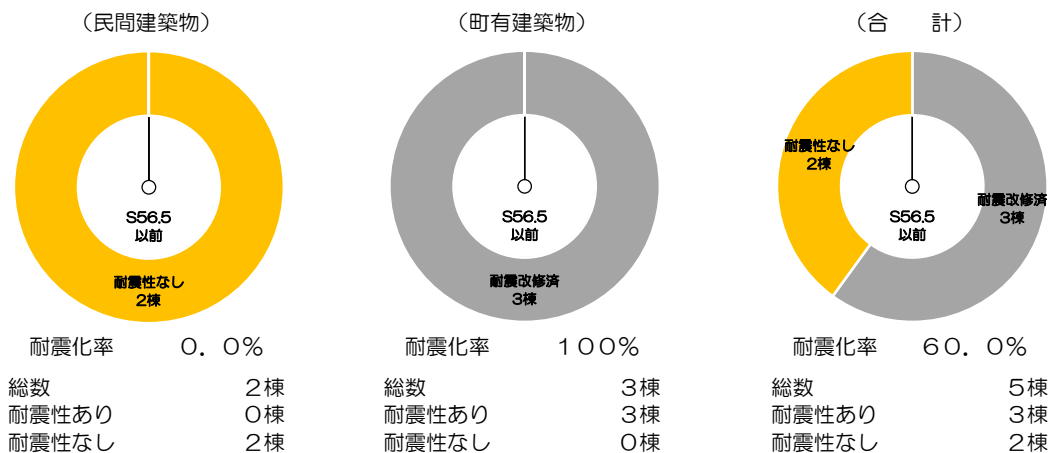
平成 27 年度（2015 年度） 当初計画実績



令和 2 年度（2020 年度） 前計画実績



<耐震診断義務付け対象建築物※>



※ 耐震診断義務付け対象建築物は、「要安全確認計画記載建築物」及び「要緊急安全確認大規模建築物」に分類されますが、音更町では、「要安全確認計画記載建築物」に該当する建築物はありません。

5. アンケート調査

5-1. アンケート調査の概要

住宅の耐震化に関する住民の意識や要望を把握するために、音更町内にお住まいの方の中から、無作為に抽出した 1,500 名に対し、アンケート調査を実施しました（表 5-1）。

表 5-1 アンケート調査の概要

実施期間	令和 3 年 12 月 4 日～令和 3 年 12 月 20 日
配布数	1,500 通
配布方法	郵 送
回答方法	同封の返信用封筒により郵送 または QR コードによるオンライン回答
回 答 数	670 通（回答率 44.7%）
調査項目	(1) あなた自身のことについて (2) 大きな地震の発生について (3) 住宅の耐震診断・耐震改修について (4) 耐震診断に関する支援制度について (5) 耐震改修に関する支援制度について (6) その他、耐震化や地震防災に関する支援について

5-2. アンケート調査結果

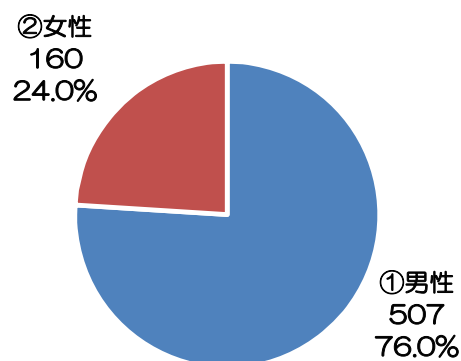
(1) あなた自身のことについて

問1 次のそれぞれの項目について、あてはまるものに○をつけてください（お住まいの住宅の世帯主の方がお答えください）。

〔性別〕

回答者の『性別』は、「男性」が507回答（76.0%）、「女性」が160回答（24.0%）となっています。

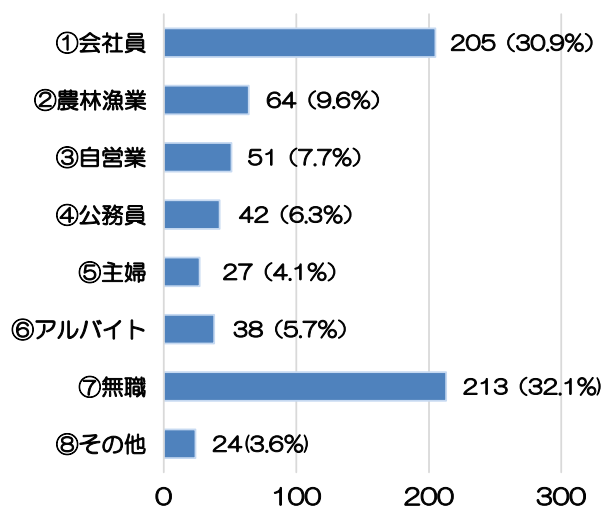
①男性	507	76.0%
②女性	160	24.0%
計	667	100.0%
無回答	3	



〔職業〕

回答者の『職業』は、「無職」が213回答（32.1%）と最も多く、次いで「会社員」が205回答（30.9%）、「農林漁業」が64回答（9.6%）の順となっています。

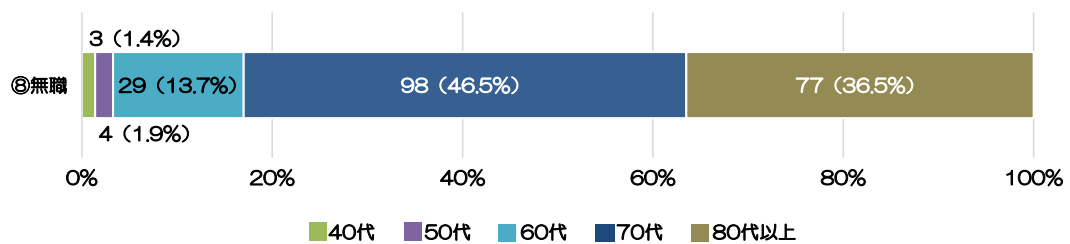
①会社員	205	30.9%
②農林漁業	64	9.6%
③自営業	51	7.7%
④公務員	42	6.3%
⑤主婦	27	4.1%
⑥アルバイト	38	5.7%
⑦無職	213	32.1%
⑧その他	24	3.6%
計	664	100.0%
無回答	6	



〔「無職」と回答した方の年齢〕

「無職」と回答した方の年齢は、「70代」が98回答（46.4%）と最も多く、次いで「80代以上」が77回答（36.5%）、「60代」が29回答（13.7%）の順となっており、60代以上が96.7%となっています。

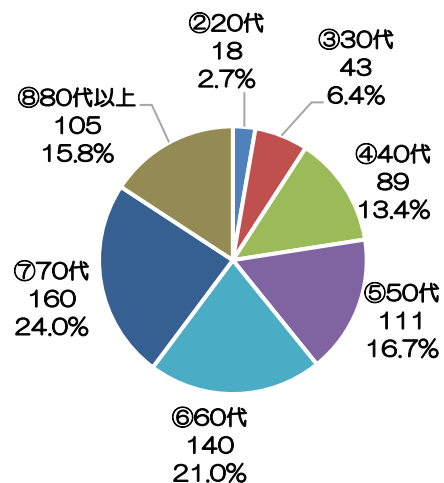
10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計	無回答
0	0	0	3	4	29	98	77	211	2
0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	1.9%	13.7%	46.5%	36.5%	100.0%	



〔年 齢〕

回答者の『年齢』は、「70代」が160回答（24.0%）と最も多く、次いで「60代」が140回答（21.0%）、「50代」が111回答（16.7%）の順となっています。

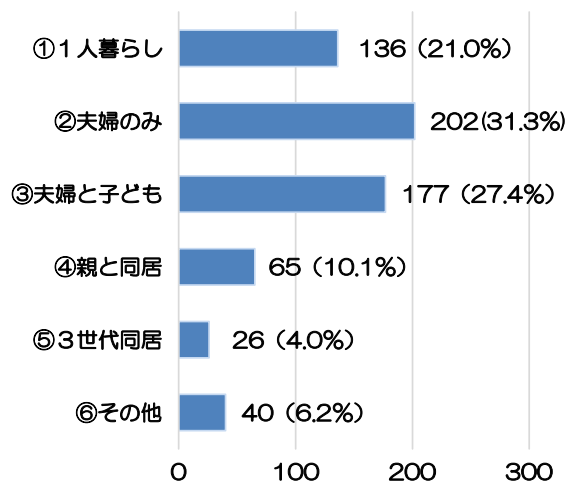
①10代以下	0	0.0%
②20代	18	2.7%
③30代	43	6.4%
④40代	89	13.4%
⑤50代	111	16.7%
⑥60代	140	21.0%
⑦70代	160	24.0%
⑧80代以上	105	15.8%
計	666	100.0%
無回答	4	



〔家族構成〕

回答者の『家族構成』は、「夫婦のみ」が202回答（31.3%）と最も多く、次いで「夫婦と子ども」が177回答（27.4%）、「1人暮らし」が136回答（21.0%）の順となっています。

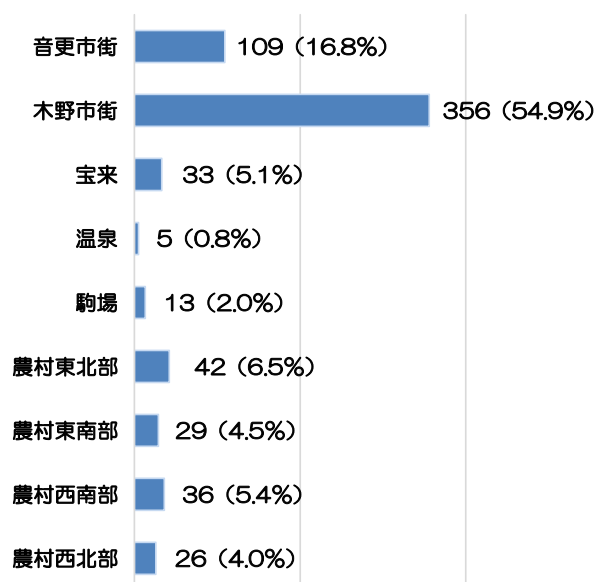
①1人暮らし	136	21.0%
②夫婦のみ	202	31.3%
③夫婦と子ども	177	27.4%
④親と同居	65	10.1%
⑤3世代同居	26	4.0%
⑥その他	40	6.2%
計	646	100.0%
無回答	24	



〔お住まいの区域〕

回答者の『お住まいの区域』は「木野市街」が356回答（54.9%）と最も多く、次いで「音更市街」が109回答（16.8%）となっています。

音更市街	109	16.8%
木野市街	356	54.9%
宝来	33	5.1%
温泉	5	0.8%
駒場	13	2.0%
農村東北部	42	6.5%
農村東南部	29	4.5%
農村西南部	36	5.4%
農村西北部	26	4.0%
計	649	100.0%
無回答	21	

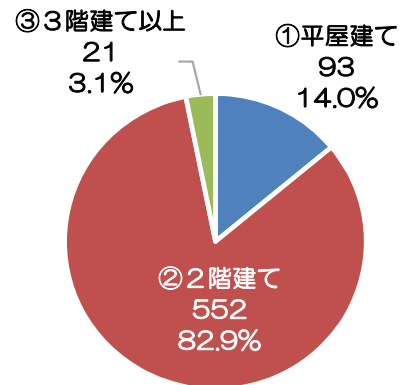


問2 あなたがお住まいの住宅について、あてはまるものに○をつけてください。

〔階数〕（※地下は含まない）

回答者が居住する住宅の『階数』は、「2階建て」が 552 回答（82.9%）と最も多く、次いで「平屋建て」が 93 回答（14.0%）、「3階建て以上」が 21 回答（3.1%）の順となっています。

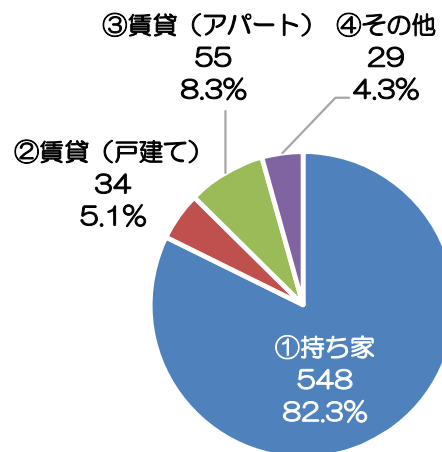
①平屋建て	93	14.0%
②2階建て	552	82.9%
③3階建て以上	21	3.1%
計	666	100.0%
無回答	4	



〔所有関係〕

回答者が居住する住宅の『所有関係』は、「持ち家」が 548 回答（82.3%）と最も多く、次いで「賃貸（アパート）」が 55 回答（8.3%）、「賃貸（戸建て）」が 34 回答（5.1%）の順となっています。

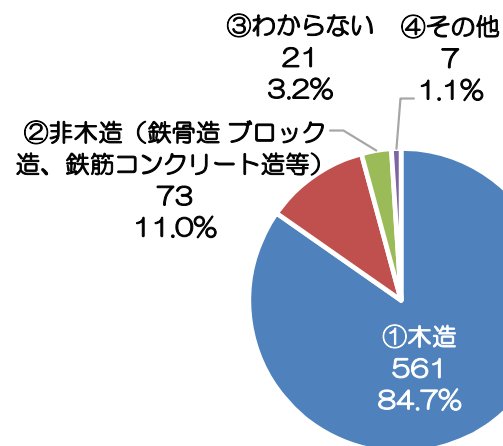
①持ち家	548	82.3%
②賃貸（戸建て）	34	5.1%
③賃貸（アパート）	55	8.3%
④その他	29	4.3%
計	666	100.0%
無回答	4	



〔構造〕

回答者が居住する住宅の『構造』は、「木造」が561回答（84.7%）と最も多く、次いで「非木造（鉄骨造 ブロック造、鉄筋コンクリート造等）」が73回答（11.0%）となっています。

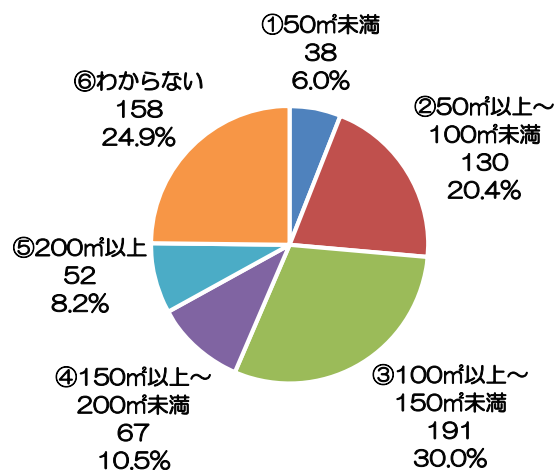
①木造	561	84.7%
②非木造（鉄骨造 ブロック造、鉄筋コンクリート造等）	73	11.0%
③わからない	21	3.2%
④その他	7	1.1%
計	662	100.0%
無回答	8	



〔延べ床面積〕

回答者が居住する住宅の『延べ床面積』は、「100㎡以上～150㎡未満」が191回答(30.0%)と最も多く、次いで「50㎡以上～100㎡未満」が130回答(20.4%)、「150㎡以上～200㎡未満」が67回答(10.5%)の順となっています。

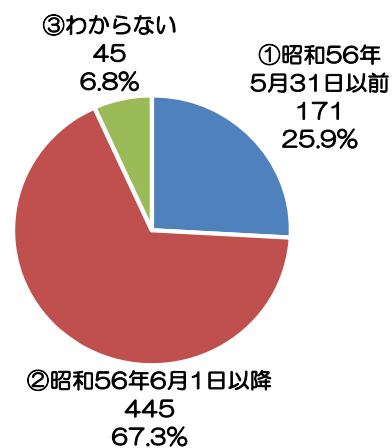
①50㎡未満	38	6.0%
②50㎡以上～100㎡未満	130	20.4%
③100㎡以上～150㎡未満	191	30.0%
④150㎡以上～200㎡未満	67	10.5%
⑤200㎡以上	52	8.2%
⑥わからない	158	24.9%
計	636	100.0%
無回答	34	



〔建築時期〕

回答者が居住する住宅の『建築時期』は、「新耐震基準」である「昭和56年6月1日以降」の住宅が445回答(67.3%)、「旧耐震基準」である「昭和56年5月31日以前」の住宅が171回答(25.9%)となっています。

①昭和56年5月31日以前	171	25.9%
②昭和56年6月1日以降	445	67.3%
③わからない	45	6.8%
計	661	100.0%
無回答	9	

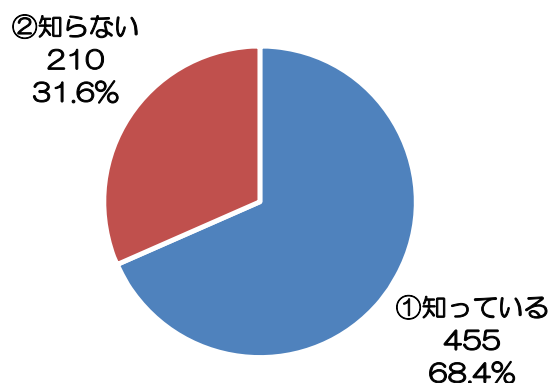


(2) 大きな地震の発生について

問3 「地震防災マップ」はご存じですか？1つ選んで○をつけてください。

『地震防災マップ』について、「知っている」が 455 回答（68.4%）、「知らない」が 210 回答（31.6%）となっています。

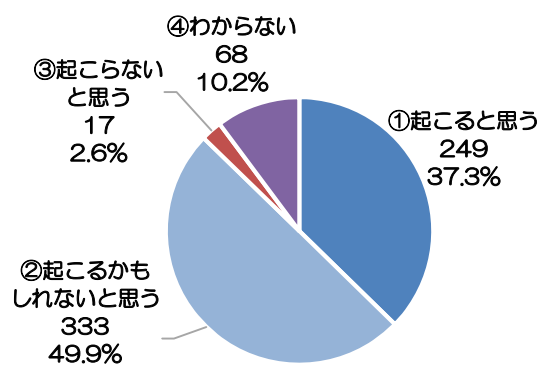
①知っている	455	68.4%
②知らない	210	31.6%
計	665	100.0%
無回答	5	



問4 本町では、今後 30 年間に震度 6 強程度の地震が起こると思いますか？1つ選んで○をつけてください。

『震度 6 強程度の地震』について、今後 30 年間に「起こるかもしれないと思う」が 333 回答（49.9%）で最も多く、次いで「起こると思う」が 249 回答（37.3%）となっています。

①起こると思う	249	37.3%
②起こるかもしれないと思う	333	49.9%
③起こらないと思う	17	2.6%
④わからない	68	10.2%
計	667	100.0%
無回答	3	



問5 震度6強程度の地震が起きた時、あなたがお住まいの住宅や災害に対する備えは安心だと思いますか？次の各項目について、あてはまるものに✓をつけてください。

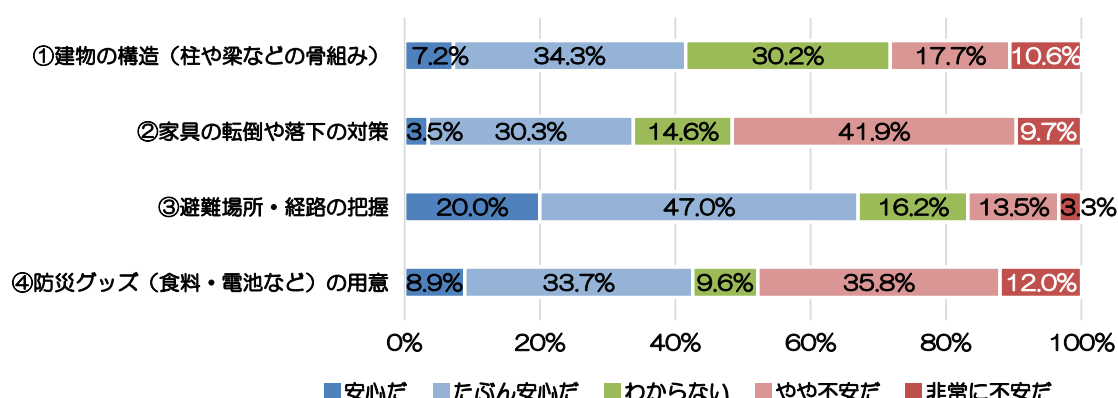
震度6強程度の地震が起きた時、『建物の構造（柱や梁などの骨組み）』について、安心な人（「安心だ」または「たぶん安心だ」）が275回答（41.5%）、不安な人（「やや不安だ」または「非常に不安だ」）が187回答（28.3%）となっています。

『家具の転倒や落下の対策』について、安心な人（「安心だ」または「たぶん安心だ」）が224回答（33.8%）、不安な人（「やや不安だ」または「非常に不安だ」）が342回答（51.6%）となっています。

『避難場所・経路の把握』について、安心な人（「安心だ」または「たぶん安心だ」）が443回答（67.0%）、不安な人（「やや不安だ」または「非常に不安だ」）が111回答（16.8%）となっています。

『防災グッズ（食料・電池など）の用意』について、安心な人（「安心だ」または「たぶん安心だ」）が283回答（42.6%）、不安な人（「やや不安だ」または「非常に不安だ」）が318回答（47.8%）となっています。

	安心だ	たぶん安心だ	わからない	やや不安だ	非常に不安だ	無回答
①建物の構造（柱や梁などの骨組み）	48	227	200	117	70	8
	7.2%	34.3%	30.2%	17.7%	10.6%	
②家具の転倒や落下の対策	23	201	97	278	64	7
	3.5%	30.3%	14.6%	41.9%	9.7%	
③避難場所・経路の把握	132	311	107	89	22	9
	20.0%	47.0%	16.2%	13.5%	3.3%	
④防災グッズ（食料・電池など）の用意	59	224	64	238	80	5
	8.9%	33.7%	9.6%	35.8%	12.0%	

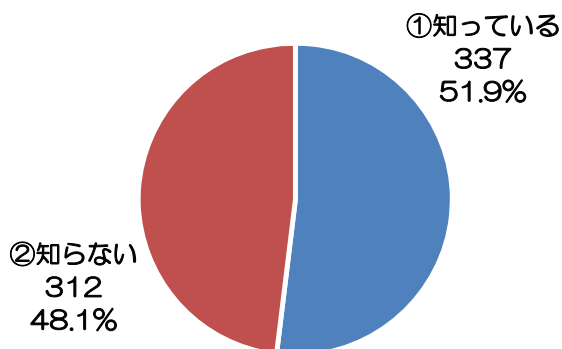


(3) 住宅の耐震診断・耐震改修について

問6 建築基準法の改正により、昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、大きな地震に耐えるための「新たな耐震基準」を満たしていない可能性があります。このことをご存じですか？1つ選んで○をつけてください。

『新たな耐震基準』について、「知っている」が337回答(51.9%)、「知らない」が312回答(48.1%)となっています。

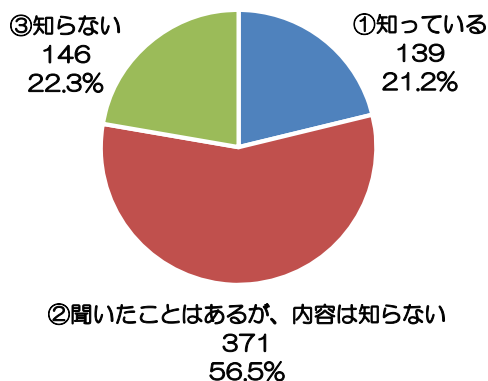
①知っている	337	51.9%
②知らない	312	48.1%
計	649	100.0%
無回答	21	



問7 住宅の耐震診断をご存じですか？あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

『住宅の耐震診断』について、「知っている」が139回答(21.2%)、「知らない」(「聞いたことはあるが、内容は知らない」または「知らない」)が517回答(78.8%)となっています。

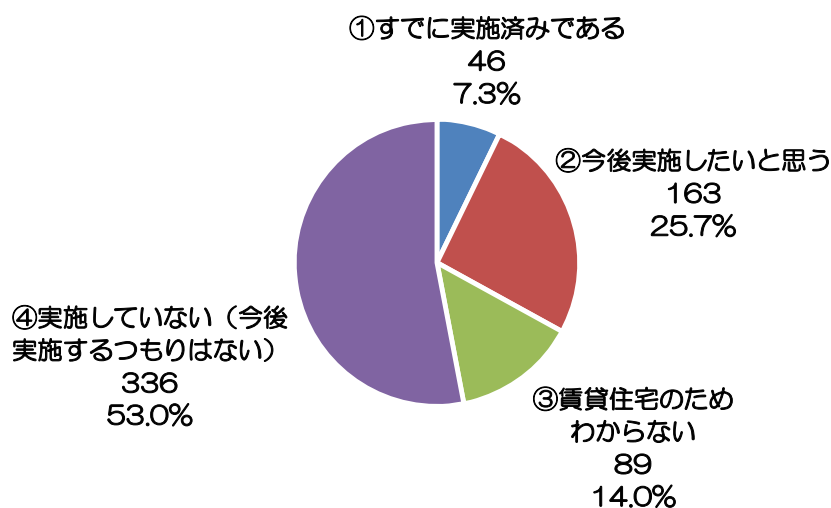
①知っている	139	21.2%
②聞いたことはあるが、内容は知らない	371	56.5%
③知らない	146	22.3%
計	656	100.0%
無回答	14	



問8 あなたがお住まいの住宅の耐震診断の実施状況について、あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

『耐震診断の実施状況』は、「すでに実施済みである」が46回答（7.3%）、「今後実施したいと思う」が163回答（25.7%）、「実施していない（今後実施するつもりはない）」は336回答（53.0%）となっています。

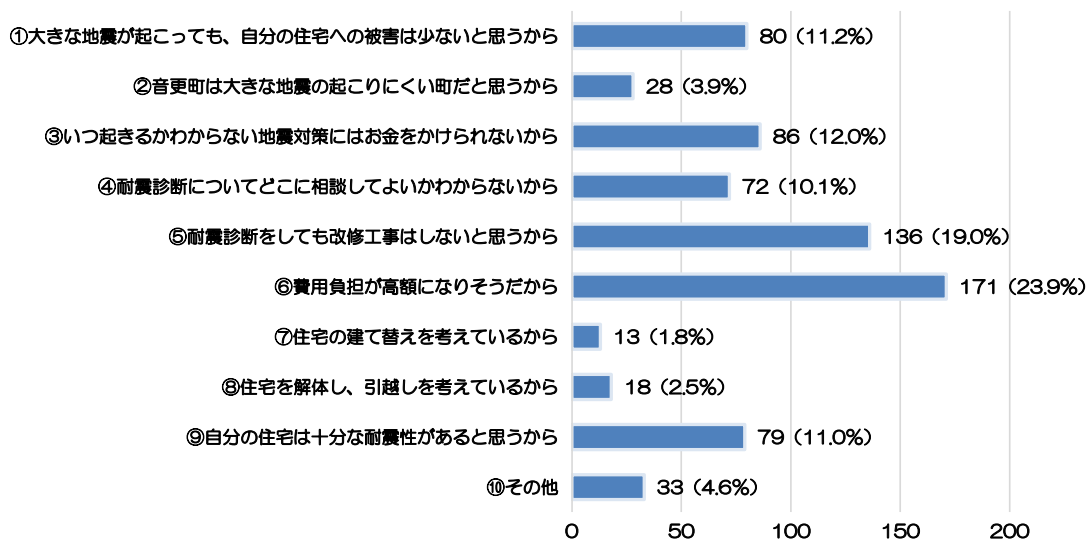
①すでに実施済みである	46	7.3%
②今後実施したいと思う	163	25.7%
③賃貸住宅のためわからない	89	14.0%
④実施していない（今後実施するつもりはない）	336	53.0%
計	634	100.0%
無回答	36	



問9 問8で「④実施していない（今後実施するつもりはない）」と回答した理由として、あてはまるものを次の中から3つまで選んで○をつけてください。

『耐震診断を実施していない（今後実施するつもりはない）』と回答した方の理由として、「費用負担が高額になりそうだから」が171回答（23.9%）で最も多く、次いで「耐震診断をしても改修工事はしないと思うから」が136回答（19.0%）、「いつ起きかわからない地震対策にはお金をかけられないから」が86回答（12.0%）の順となっています。

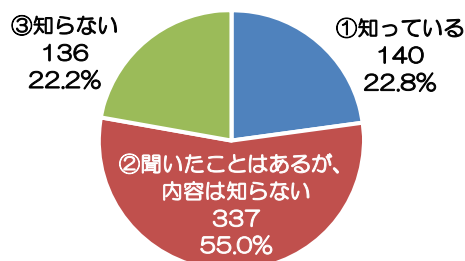
①大きな地震が起こっても、自分の住宅への被害は少ないと思うから	80	11.2%
②音更町は大きな地震の起こりにくい町だと思うから	28	3.9%
③いつ起きかわからない地震対策にはお金をかけられないから	86	12.0%
④耐震診断についてどこに相談してよいかわからないから	72	10.1%
⑤耐震診断をしても改修工事はしないと思うから	136	19.0%
⑥費用負担が高額になりそうだから	171	23.9%
⑦住宅の建て替えを考えているから	13	1.8%
⑧住宅を解体し、引越しを考えているから	18	2.5%
⑨自分の住宅は十分な耐震性があると思うから	79	11.0%
⑩その他	33	4.6%
計	716	100.0%
無回答	3	



問 10 住宅の耐震改修工事をご存じですか？あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

『住宅の耐震改修工事』について、「知っている」が140回答（22.8%）、「知らない」（聞いたことはあるが、内容は知らない）または「知らない」が473回答（77.2%）となっています。

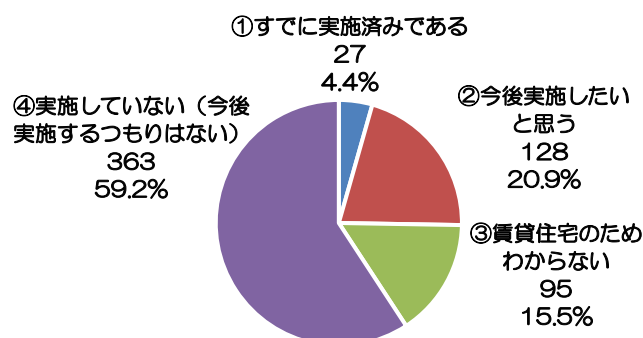
①知っている	140	22.8%
②聞いたことはあるが、内容は知らない	337	55.0%
③知らない	136	22.2%
計	613	100.0%
無回答	57	



問 11 あなたがお住まいの住宅の耐震改修工事の実施状況について、あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

『耐震改修工事の実施状況』は、「すでに実施済みである」が27回答（4.4%）、「今後実施したいと思う」が128回答（20.9%）、「実施していない（今後実施するつもりはない）」は363回答（59.2%）となっています。

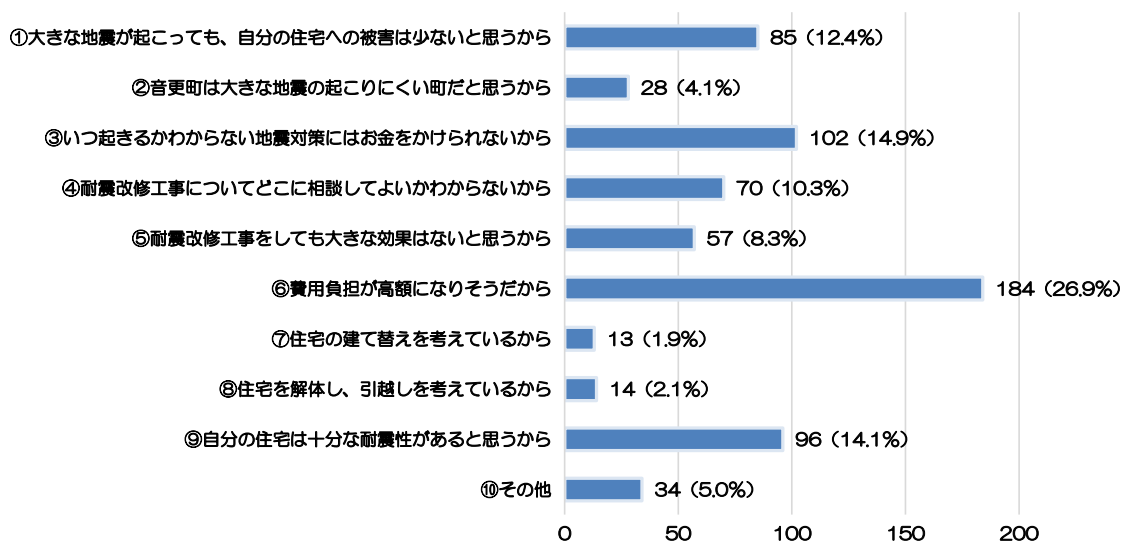
①すでに実施済みである	27	4.4%
②今後実施したいと思う	128	20.9%
③賃貸住宅のためわからない	95	15.5%
④実施していない（今後実施するつもりはない）	363	59.2%
計	613	100.0%
無回答	57	



問 12 問 11 で「④実施していない（今後実施するつもりはない）」と回答した理由として、あてはまるものを次の中から3つまで選んで○をつけてください。

『耐震改修工事を実施していない（今後実施するつもりはない）』と回答した方の理由として、「費用負担が高額になりそうだから」が 184 回答（26.9%）で最も多く、次いで「いつ起きるかわからない地震対策にはお金をかけられないから」が 102 回答（14.9%）、「自分の住宅は十分な耐震性があると思うから」の 96 回答（14.1%）の順となっています。

①大きな地震が起こっても、自分の住宅への被害は少ないと思うから	85	12.4%
②音更町は大きな地震の起こりにくい町だと思うから	28	4.1%
③いつ起きるかわからない地震対策にはお金をかけられないから	102	14.9%
④耐震改修工事についてどこに相談してよいかわからないから	70	10.3%
⑤耐震改修工事をしても大きな効果はないと思うから	57	8.3%
⑥費用負担が高額になりそうだから	184	26.9%
⑦住宅の建て替えを考えているから	13	1.9%
⑧住宅を解体し、引越しを考えているから	14	2.1%
⑨自分の住宅は十分な耐震性があると思うから	96	14.1%
⑩その他	34	5.0%
計	683	100.0%
無回答	7	



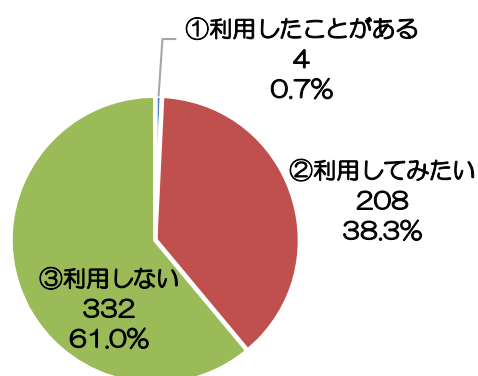
(4) 耐震診断に関する支援制度について

問 13 専門家による耐震診断を行う際の補助の利用について、あてはまるものに○をつけてください。なお、「③利用しない」を選んだ場合は、その理由を選択肢 A～Eの中から選んでください（複数回答可）。

『専門家による耐震診断を行う際の補助』について、「利用してみたい」が 208 回答（38.3%）、「利用しない」は 332 回答（61.0%）となっています。

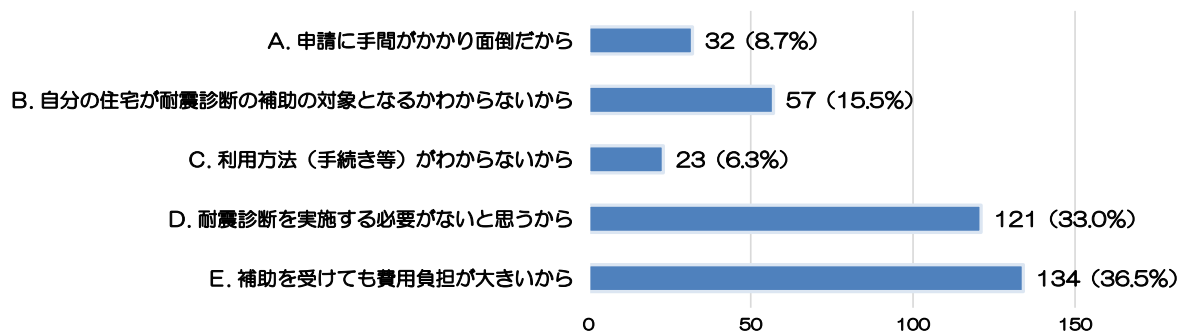
また、『利用しない』理由として、「補助を受けても費用負担が大きいから」が 134 回答（36.5%）と最も多く、次いで「耐震診断を実施する必要があると思うから」が 121 回答（33.0%）となっています。

①利用したことがある	4	0.7%
②利用してみたい	208	38.3%
③利用しない	332	61.0%
計	544	100.0%
無回答	126	



〔耐震診断の補助制度を利用しない理由〕

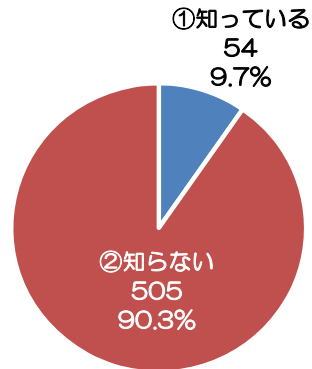
A. 申請に手間がかかり面倒だから	32	8.7%
B. 自分の住宅が耐震診断の補助の対象となるかわからないから	57	15.5%
C. 利用方法（手続き等）がわからないから	23	6.3%
D. 耐震診断を実施する必要があると思うから	121	33.0%
E. 補助を受けても費用負担が大きいから	134	36.5%
計	367	100.0%
無回答	17	



問 14 町が行う無料耐震診断をご存じですか？あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

『町が行う無料耐震診断』について、「知っている」が54回答（9.7%）、「知らない」が505回答（90.3%）となっています。

①知っている	54	9.7%
②知らない	505	90.3%
計	559	100.0%
無回答	111	

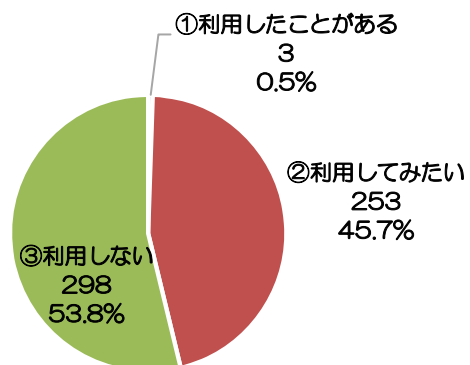


問 15 町が行う無料耐震診断の利用について、あてはまるものに○をつけてください。なお、「③利用しない」を選んだ場合は、その理由を選択肢A～Eの中から選んでください（複数回答可）。

『町が行う無料耐震診断』について、「利用してみたい」が253回答（45.7%）、「利用しない」が298回答（53.8%）となっています。

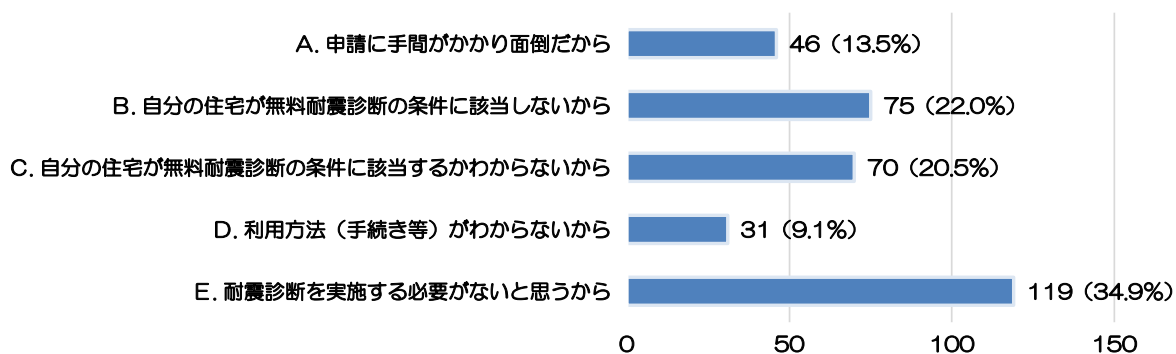
また、『利用しない』理由として、「耐震診断を実施する必要がないから」が119回答（34.9%）で最も多く、次いで「自分の住宅が無料耐震診断の条件に該当しないから」が75回答（22.0%）、「自分の住宅が無料耐震診断の条件に該当するかわからないから」が70回答（20.5%）の順となっています。

①利用したことがある	3	0.5%
②利用してみたい	253	45.7%
③利用しない	298	53.8%
計	554	100.0%
無回答	116	



〔無料耐震診断を利用しない理由〕

A. 申請に手間がかかり面倒だから	46	13.5%
B. 自分の住宅が無料耐震診断の条件に該当しないから	75	22.0%
C. 自分の住宅が無料耐震診断の条件に該当するかわからないから	70	20.5%
D. 利用方法（手続き等）がわからないから	31	9.1%
E. 耐震診断を実施する必要があると思うから	119	34.9%
計	341	100.0%
無回答	18	



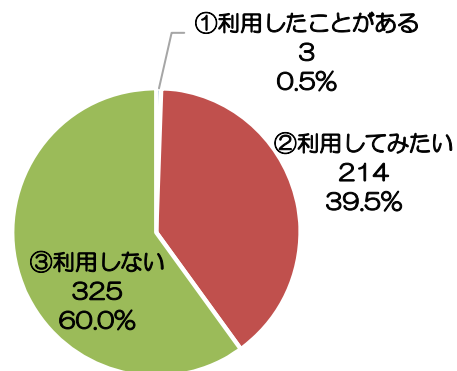
(5) 耐震改修に関する支援制度について

問 16 耐震改修工事を行う際の補助の利用について、あてはまるものに○をつけてください。なお、「③利用しない」を選んだ場合は、その理由を選択肢A～Eの中から選んでください（複数回答可）。

『耐震改修工事を行う際の補助』について、「利用してみたい」が214回答（39.5%）、「利用しない」が325回答（60.0%）となっています。

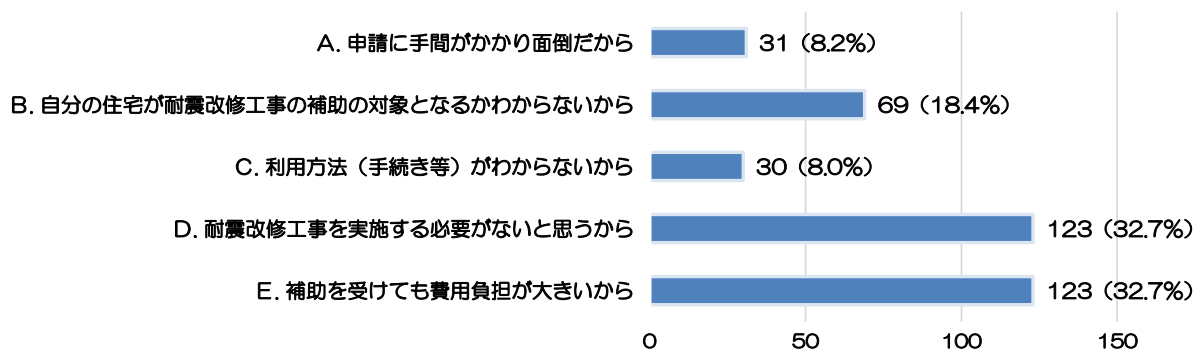
また、『利用しない』理由として、「耐震改修工事を実施する必要がないと思うから」、「補助を受けても費用負担が大きいから」が共に123回答（32.7%）と最も多く、次いで「自分の住宅が耐震改修工事の補助の対象となるかわからないから」が69回答（18.4%）となっています。

①利用したことがある	3	0.5%
②利用してみたい	214	39.5%
③利用しない	325	60.0%
計	542	100.0%
無回答	128	



〔耐震改修工事の補助制度を利用しない理由〕

A. 申請に手間がかかり面倒だから	31	8.2%
B. 自分の住宅が耐震改修工事の補助の対象となるかわからないから	69	18.4%
C. 利用方法（手続き等）がわからないから	30	8.0%
D. 耐震改修工事を実施する必要がないと思うから	123	32.7%
E. 補助を受けても費用負担が大きいから	123	32.7%
計	376	100.0%
無回答	14	

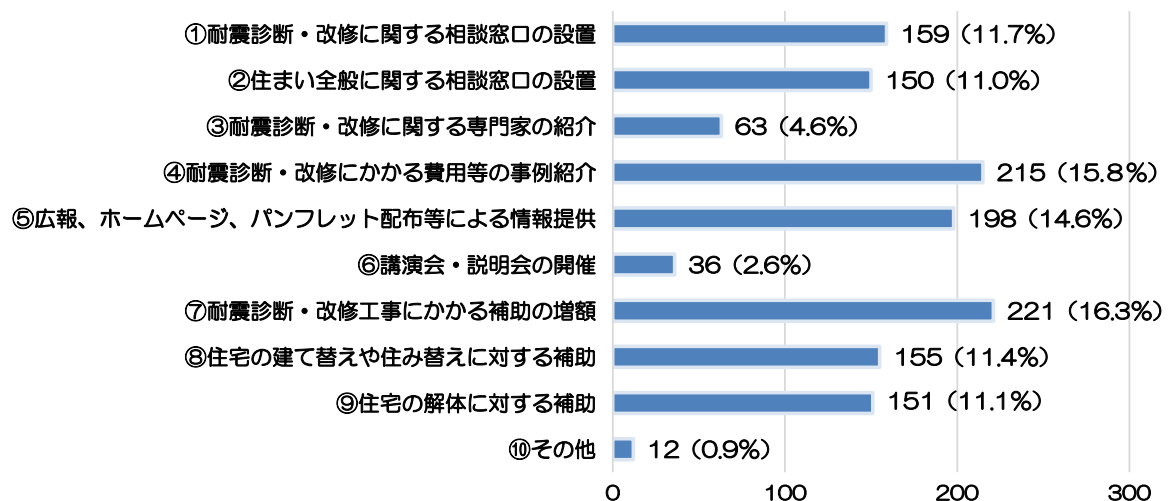


(6) その他、耐震化や地震防災に関する支援について

問 17 今後、耐震化や地震防災に関して、どのような支援があれば利用したいと思いますか？あてはまるものを次の中から選んで○をつけてください（複数回答可）。

『今後利用したい支援』について、「耐震診断・改修工事にかかる補助の増額」が221回答（16.3%）で最も多く、次いで「耐震診断・改修にかかる費用等の事例紹介」が215回答（15.8%）、「広報、ホームページ、パンフレット配布等による情報提供」が198回答（14.6%）の順となっています。

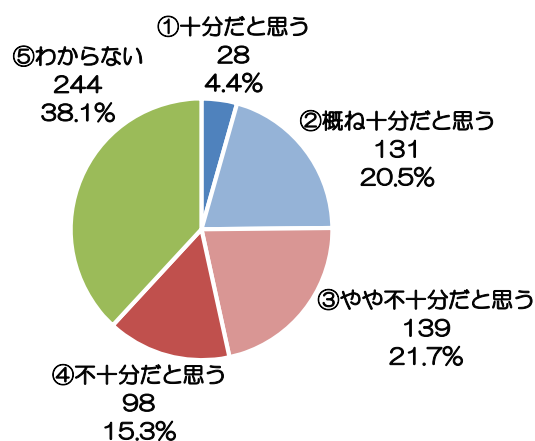
①耐震診断・改修に関する相談窓口の設置	159	11.7%
②住まい全般に関する相談窓口の設置	150	11.0%
③耐震診断・改修に関する専門家の紹介	63	4.6%
④耐震診断・改修にかかる費用等の事例紹介	215	15.8%
⑤広報、ホームページ、パンフレット配布等による情報提供	198	14.6%
⑥講演会・説明会の開催	36	2.6%
⑦耐震診断・改修工事にかかる補助の増額	221	16.3%
⑧住宅の建て替えや住み替えに対する補助	155	11.4%
⑨住宅の解体に対する補助	151	11.1%
⑩その他	12	0.9%
計	1360	100.0%
無回答	87	



問 18 本町が提供している耐震化や地震防災に関する情報や周知方法は十分だと思いますか？1つ選んで○をつけてください。

『町が提供している情報や周知方法』について、十分だと感じている人（「十分だと思う」または「概ね十分だと思う」）が 159 回答（24.9%）、不十分だと感じている人（「やや不十分だと思う」または「不十分だと思う」）が 237 回答（37.0%）となっています。

①十分だと思う	28	4.4%
②概ね十分だと思う	131	20.5%
③やや不十分だと思う	139	21.7%
④不十分だと思う	98	15.3%
⑤わからない	244	38.1%
計	640	100.0%
無回答	30	



5-3. アンケート調査結果から得られた住民の意識と今後の課題

アンケート調査の集計結果から得られた住民の意識と今後の課題について、以下のとおり整理しました。

- 今後 30 年間に震度 6 強程度の地震が起こる可能性があると回答した人が約 9 割程度となっており、地震に対する意識は高くなっています。
- 震度 6 強程度の地震が起きた時、建物の構造や家具の転倒・落下対策、防災グッズの用意について、不安やわからないと回答した人が約 6 割程度となっており、建物の耐震化を促進するほか、家庭でできる防災対策についても、積極的に情報提供し、不安を解消していく必要があります。
- 「耐震診断」、「耐震改修工事」について、知っていると回答した人が、それぞれ約 2 割程度となっており、耐震診断及び耐震改修の必要性や効果など、耐震化に関する情報提供の充実を図る必要があります。
- 「耐震診断」、「耐震改修工事」を実施していない（今後実施するつもりはない）と回答した人が、それぞれ約 5 割以上となり、その主な理由が、耐震化に要する費用の経済的負担や、地震による住宅への被害が少ないと考えていることだったため、引き続き耐震化に要する費用負担を軽減するための支援や地震に対する正しい知識等の普及・啓発を図る必要があります。
- 町が行う無料耐震診断について、知っていると回答した人が約 1 割程度で、利用してみたいと回答した人が約 5 割程度となっていることから、積極的に制度の周知を図り、利用促進に繋げる必要があります。
- 今後利用したい支援について、耐震診断・改修工事にかかる補助の増額など費用面を望む回答や、改修費用の事例紹介など情報提供を望む回答があったことから、耐震改修工事の方法や工事費の情報収集に努め、個別の事情に応じた支援方法を検討する必要があります。

6. 耐震化の目標及び取り組み

6-1. 耐震化率の目標

北海道計画では、耐震化の現状等を踏まえて、計画期間の最終年度までに住宅の耐震化率を95%、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としています。本計画においても、北海道計画を基に、計画期間の最終年度である令和8年度（2026年度）までに町内の住宅の耐震化率を95%、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とします。

令和8年度（2026年度）耐震化率の目標

住	宅	:	95%
多数利用建築物		:	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物		:	概ね解消

6-2. 耐震化の促進に向けた各主体の役割

建築物の耐震改修を強かに推進していくためには、所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて、町の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

(1) 町の役割

住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務であり、耐震診断及び耐震改修への支援や環境整備などに努めるとともに、所有者として耐震化に率先して取り組むこととします。

(2) 所有者の役割

建築物は、地域社会の中で構成員である住民の生活基盤であり、また、企業などにおいては経済活動の基盤でもあります。

建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題として自覚するとともに、地域の問題という意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するよう努めるものとします。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

6-3. 耐震化の促進に向けた施策

(1) 地震防災対策に関する啓発、知識の普及

建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性や効果について、普及啓発を図ります。

(ア) 相談体制 【拡 充】

耐震診断及び耐震改修の促進や、地震防災対策に関する啓発、知識の普及を図るため、建設部建築住宅課に設置している建築物の耐震化に関する相談窓口において、以下の情報提供をしています。また、北海道の相談窓口や建築関係団体の技術相談等と連携を図り、相談者のニーズに合わせた様々な相談対応に努めます。

- ・耐震診断及び耐震改修に係る補助制度の紹介及び受付
- ・耐震診断及び耐震改修の方法、費用等の事例紹介
- ・耐震診断及び耐震改修を行う事業者の紹介
- ・家具転倒防止などでの安全確保の方法

建築物の耐震化に関する相談窓口

建設部建築住宅課

電話：0155-42-2111 FAX：0155-42-2142

メール：kenchikujuutakuka@town.otofuke.hokkaido.jp

(イ) 地震防災マップの作成

発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害などを住民に伝え、地震に対する注意喚起と防災意識の向上を図るために地震が発生した場合の各地の揺れやすさや、避難所、地震に備えるための対策を示した「地震防災マップ」を作成します。

(ウ) 耐震化に関するパンフレットの作成 【新 規】

耐震診断及び耐震改修の流れや改修工事費の目安、町が行う支援制度の活用方法等をまとめたパンフレットを作成し、耐震化に関する情報提供の充実に努めます。

(エ) 地震防災対策普及ツールの活用

建築物の耐震化の必要性や効果などについて、一般財団法人 日本建築防災協会のパンフレットを活用して普及啓発を図ります。



(出典：一般財団法人 日本建築防災協会)

(2) 総合的な建築物の安全対策の推進

地震発生時には、建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生していることから、建築物の耐震化と合わせて、非構造部材の対策など総合的な建築物の安全対策を推進します。

(ア) 窓ガラス・天井・外壁などの非構造部材の脱落防止対策

大規模な地震が発生した際には、窓ガラスや外壁、建物内のつり下げ天井などが、落下することにより人的被害を発生させる危険性があることから、こうした被害を防止するため、以下の対策について積極的に啓発を図ります。

- 1) 窓ガラスの飛散防止対策
- 2) 外壁タイルなどの落下防止対策
- 3) 天井の崩落防止対策
- 4) 屋外広告物の落下防止対策

(イ) エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時に、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。こうした被害を防止するため、地震の初期微動を感知し、最寄り階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスクを周知するなど、安全性の確保について啓発を図ります。

(ウ) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀、石塀、自動販売機などが地震により倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生する危険性があるとともに、道路がふさがれることによって避難や救助・消火活動に支障をきたします。こうした被害を防止するため、既存ブロック塀等については、防災パトロールなどを通じて、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。また、適切な維持管理や安全対策の必要性などについて、積極的に啓発を図ります。

(エ) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

阪神・淡路大震災では、住宅が全半壊を免れたにもかかわらず、家具の転倒により下敷きになりケガをしたり、室内が散乱状態のために避難が遅れてしまうなどの状況が報告されています（「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」（日本建築学会））。

地震時の避難経路確保や、火災などによる被害防止のため、以下のような家具、家電製品の地震時における転倒・落下・移動防止対策について、「地震防災マップ」などを活用しながら積極的に啓発を図ります。

- 1) 家具類の固定器具の設置
- 2) 家具類の連結金具の取付け
- 3) 扉開放防止器具の取付け
- 4) 吊り下げ式照明器具へのワイヤー固定
- 5) 家具類の安全な場所への設置（避難通路や安全スペースの確保など）
- 6) 家具類の安全な方法での設置（家具の重心を下げる、転倒方向を考慮するなど）
- 7) ガラス飛散防止フィルムの貼り付け

(オ) 空き家対策

空き家は居住者が不在であり、なかには長期間にわたって適切な管理がなされていないものも存在します。このような空き家を放置することで、安全上、衛生上、景観上など多岐にわたる問題があるほか、地震の際には倒壊によって道路が閉塞され、緊急車両などの通行に支障をきたすなど、被害を拡大させる危険性があります。音更町空家等対策計画に基づき、関係部局が連携して地震防災上危険な空き家の解消に努めます。

(カ) 給湯設備の転倒防止対策及び配管などの設備の落下防止対策

東日本大震災では、住宅に設置されていた電気温水器が、多数転倒したことから、平成24年(2012年)に建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、電気温水器だけでなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

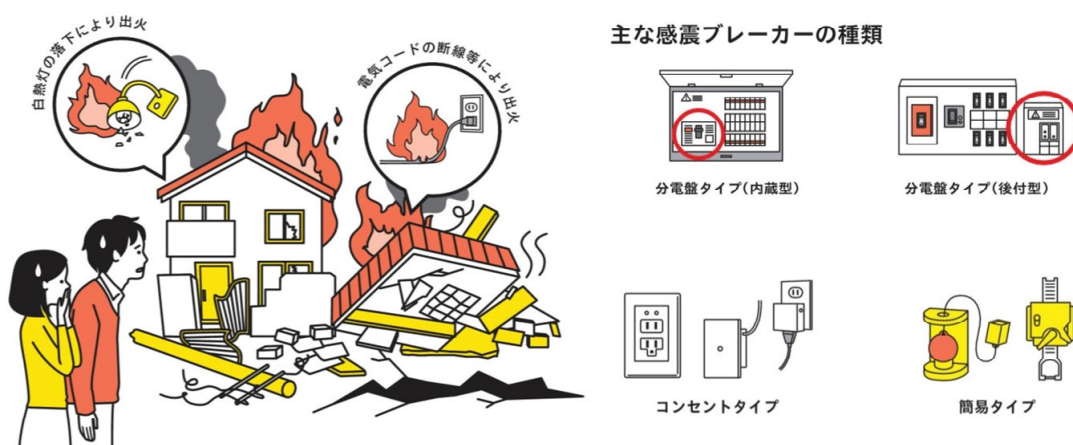
給湯設備の転倒防止対策や付属の配管などの設備の落下防止対策について積極的に啓発を図ります。

(キ) 電気火災の防止対策

東日本大震災で引き起こされた火災のうち、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災など、電気に起因する「電気火災」は54%を占めることがわかっています(「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」)。

特に、停電が復旧したときに発生する火災は、地震発生後、数時間から数日後に起きるのが特徴で、避難して無人となった室内から時間差で出火することから初期消火が遅れ、火災が拡大します。

今後は、電気火災の周知や感震ブレーカーなどの普及に努め、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。



出典：経済産業省「感震ブレーカー普及啓発チラシ」(2019年4月)

(3) 耐震診断及び耐震改修に対する支援

建築物の耐震化は、所有者の責務として実施することが基本ですが、耐震化に係る費用が経済的に負担となることが考えられます。町は耐震化の促進に向けて、耐震診断及び耐震改修に要する費用負担の軽減を図るため所有者への支援などを行います。

また、今後も支援制度についてはパンフレット等を活用した周知を図りながら、現状のニーズの把握に努め、耐震診断や耐震改修が円滑に実施できるような支援制度の構築に向けて適宜検討を行います。

(ア) 住宅の無料簡易耐震診断の実施

木造住宅を対象に無料で簡易耐震診断を行っています（表 6-1）。

表 6-1 住宅の無料簡易耐震診断

区分	対象	診断方法・対象住宅
無料簡易耐震診断	木造の戸建住宅	財団法人日本建築防災協会的一般診断法で行う。 図面及び聞き取りにより診断し、現地調査はしない。 次のいずれにも該当すること ・音更町内にあること ・木造の戸建住宅（併用住宅で床面積の 1/2 以上が居住用のものを含む） ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した地上 2 階建てまでの住宅（地階がある場合は対象外） ・延べ床面積が 500 m ² 以内であること ・所有者自らが居住している住宅 ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと

(イ) 住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助

木造住宅の耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助します（表 6-2）。

表 6-2 住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助

区分	対象	概要	補助金の額
耐震診断費の補助	木造の戸建住宅	<p>次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 音更町内にあること 木造の戸建住宅（併用住宅で床面積の 1/2 以上が居住用のものを含む） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した地上 2 階建てまでの住宅（地階がある場合は対象外） 所有者自らが居住している住宅 建築基準法その他関係法令に違反していないこと 所有者（当該建築物が共有の場合は共有者を含む）が、町税（国民健康保険を除く）を滞納していないこと。ただし町長が認めたときは、この限りではない 過去に耐震診断補助金の交付を受けていないこと 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において、木造耐震診断の講習区分に登録されている建築士が診断すること 	<p>3 万円 （診断費を上限とする）</p> <p>※1,000 円未満は切捨て</p>
耐震改修費の補助	木造の戸建住宅	<p>次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 音更町内にあること 木造の戸建住宅（併用住宅で床面積の 1/2 以上が居住用のものを含む） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した地上 2 階建てまでの住宅（地階がある場合は対象外） 所有者自らが居住している住宅 建築基準法その他関係法令に違反していないこと 所有者（当該建築物が共有の場合は共有者を含む）が、町税（国民健康保険を除く）を滞納していないこと。ただし町長が認めたときは、この限りではない 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもので、改修工事を行うことで 1.0 以上とする補強工事 過去に耐震改修補助金の交付を受けていないこと 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において、木造耐震改修の講習区分に登録されている施工者が改修工事を行うこと <p>※町が行う無料簡易耐震診断の結果は、この補助の対象要件には該当しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事費が 200 万円以下の場合：20 万円（工事費を上限とする） 対象工事費が 200 万円を超える場合：工事費の 10%（限度額 30 万円） <p>※1,000 円未満は切捨て</p> <p>※建て替えや、増築、リフォーム、グレードアップによる内外装の復旧は補助の対象とならない</p>

(ウ) 耐震改修促進税制の周知

耐震改修を行うことで、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けることができます（表 6-3）。

表 6-3 耐震改修促進税制

区分	対象	概要	特例の内容
耐震改修促進税制	所得税	個人が令和 5 年 12 月 31 日まで住宅の耐震改修を行った場合に、その年分の所得税額から当該住宅耐震改修に係る標準的な工事費相当額の 10% に相当する額を控除 次のいずれにも該当すること ・耐震改修工事を行った者が自ら居住している住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること ・住宅耐震改修証明書（地方公共団体等が作成したもの）等の必要書類を添付して確定申告を行うこと	所得税の特別控除 当該住宅耐震改修に係る標準的な工事費相当額の 10% に相当する額を控除 （上限 25 万円） ※1,000 円未満は切捨て
耐震改修促進税制	固定資産税	昭和 57 年 1 月 1 日以前からあった住宅（1 戸当たり 120 m ² 相当分まで）について、令和 6 年 3 月 31 日までに一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額の翌年度分が減額 次のいずれにも該当すること ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること ・耐震改修費用が 50 万円を超えるものであること	家屋の固定資産税額の翌年度分が 1/2 に減額

(4) 住宅の住み替え・除却の促進 【新規】

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも 40 年以上が経過し住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

町はこうしたことを踏まえ、高齢者等住み替え支援事業や、老朽危険空家等除却事業といった他の施策との連携を図りながら、老朽化した既存住宅の除却の促進に努めます。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられています（表6-4）。

表6-4 緊急輸送道路の種類

<p>第1次緊急輸送道路 道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</p> <p>第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路</p> <p>第3次緊急輸送道路 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</p>
--

緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があります。そのため、北海道計画では、緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路に指定しています。

町は、北海道が指定する「緊急輸送道路」の沿道で、災害時における円滑な通行を阻害する建築物について、耐震化の促進を図ります（表6-5、図6-1）。

表6-5 地震時に通行を確保すべき道路一覧

区分	路線の名称
第1次緊急輸送道路	北海道横断自動車道（道東道）
	国道241号線（平原大橋から音更帯広ICまで）
	国道241号線（十勝大橋から町道下音更然別北7線まで）
	町道下音更然別北7線
	町道共栄第21号線
第2次緊急輸送道路	国道241号線（上記以外）
	道道73号 帯広浦幌線
	道道75号 帯広新得線
	道道133号 音更新得線
	道道498号 長流枝内木野停車場線

地震時に通行を確保すべき道路

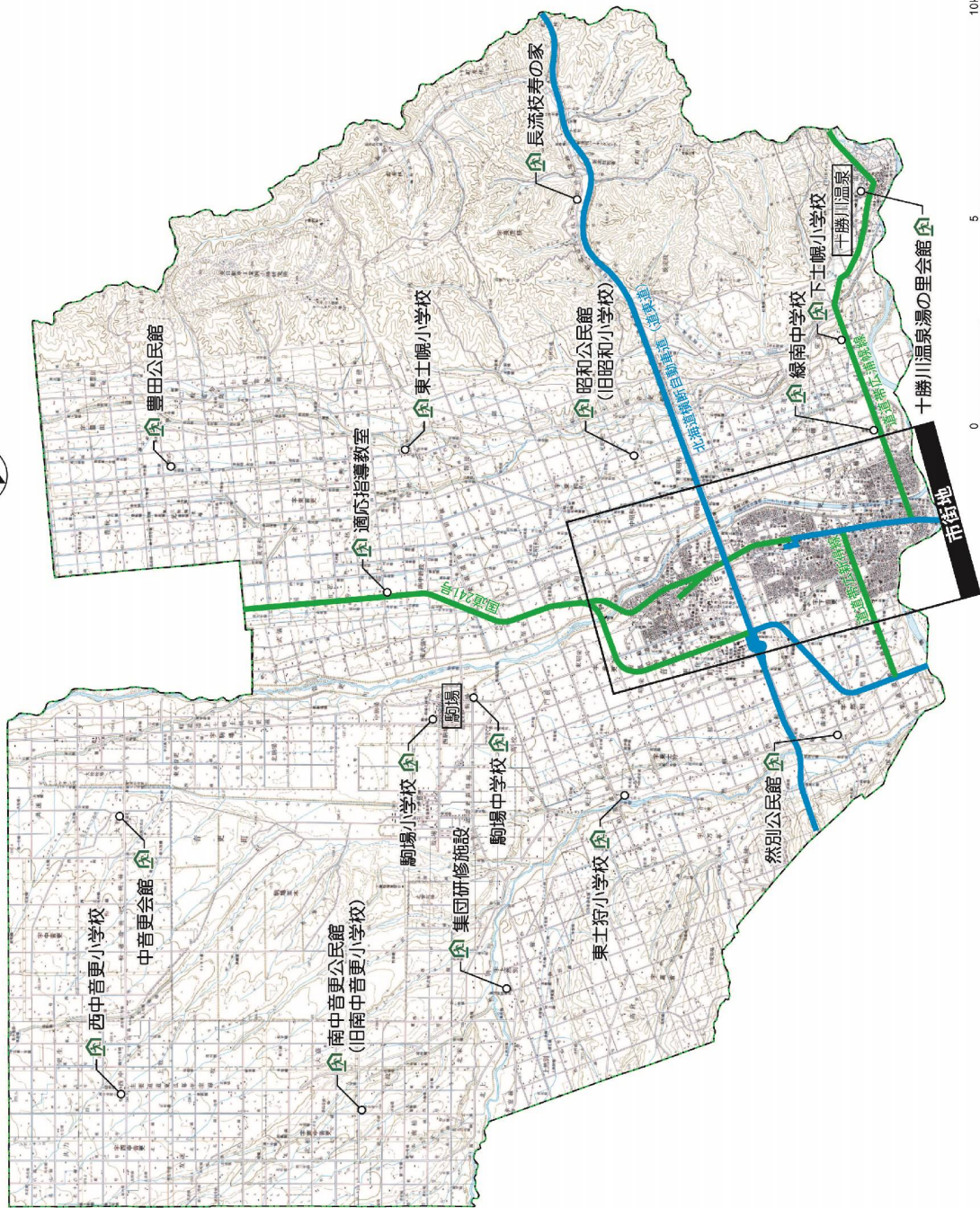
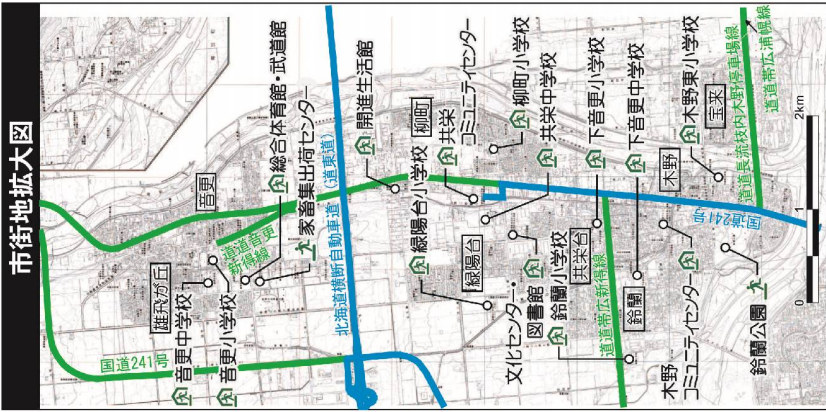


図 6-1 地震時に通行を確保すべき道路位置図



凡例

地震時に通行を確保すべき道路

第1次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路

地震、火災時の避難先



避難場所、避難所



避難場所

避難場所及び避難所については、令和4年3月末現在とする。

7. 耐震改修促進法・建築基準法による指導等

7-1. 耐震改修促進法による指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

所管行政庁は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物など（表7-1）については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるように指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

町は北海道と連携して、これらの建築物が耐震改修などの適切な措置をとるよう所有者に対し指導等を行います。

表 7-1 多数利用建築物、不特定多数の者等が利用する建築物などの要件

用 途		多数利用建築物 (法第 14 条)	不特定多数の者等が 利用する建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内 運動場の面積を含む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 (屋内 運動場の面積を含む。)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内 運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合には 6m 超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合には 6m 超)

7-2. 建築基準法による勧告等

建築基準法では、所管行政庁がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める建築物については、その所有者などに対して保安上必要な措置をとるように勧告することができることとなっています。

耐震改修促進法の規定に基づく指導等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、町は所管行政庁である北海道と連携して必要な対応を行います。

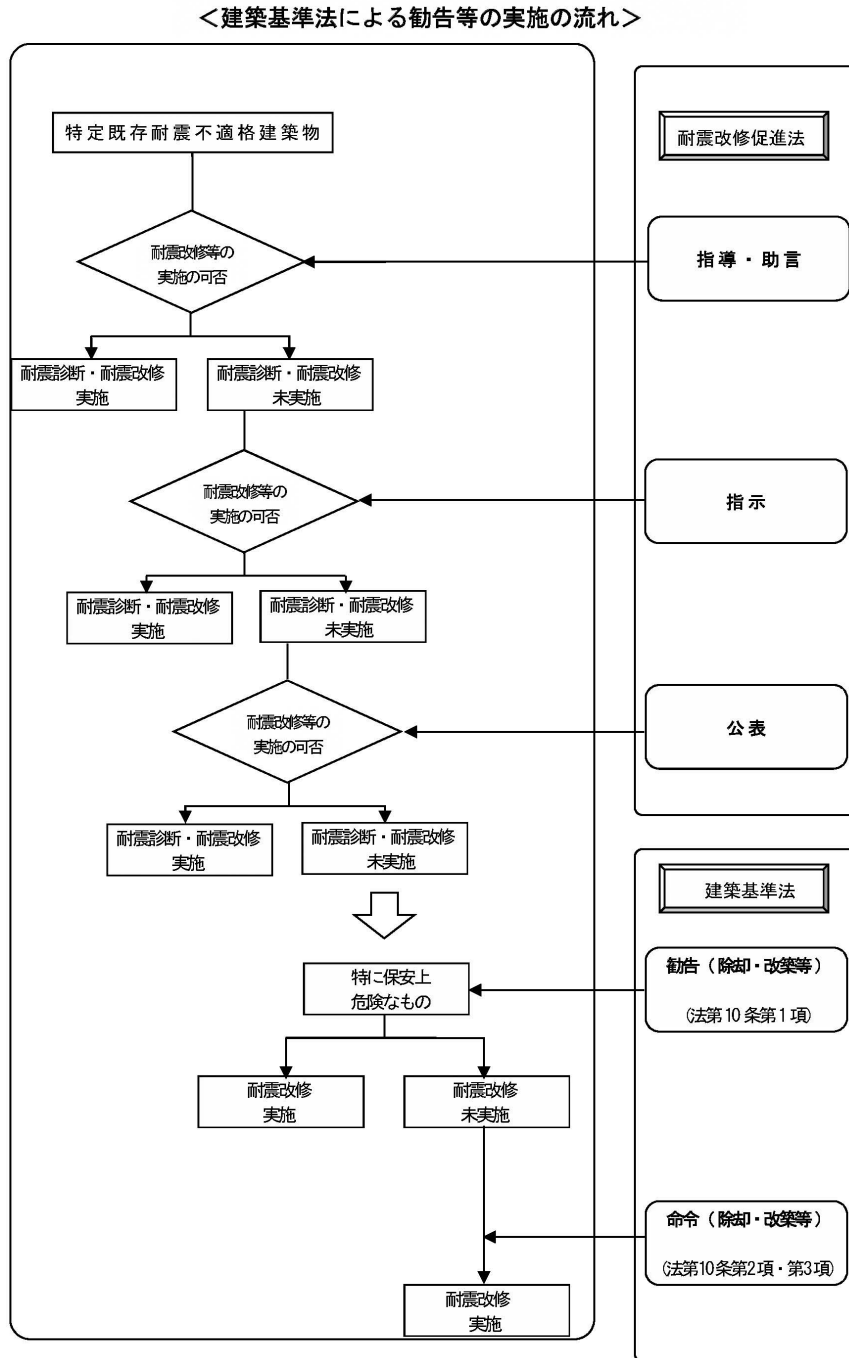


図 7-1 建築基準法による勧告等の実施の流れ（出典：北海道耐震改修促進計画）

8. 計画の推進に関する事項

8-1. 北海道及び関係団体との連携

北海道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加して、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策などを連絡協議し、建築物の耐震化の促進に向けて連携して取り組みます。

8-2. 町の計画推進体制

本計画の推進に向けては、庁内関係部局との連携体制のもとで取り組みます。

また、住民に対する普及啓発や緊急時の安全確保・避難等の各種対策等に関する情報提供においては、建築住宅部局が中心となり危機対策部局や福祉部局と連携を図りながら取り組みます。

資料編

図表.....	資 1
建築物の耐震改修の促進に関する法律	資 5
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	資 18
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	資 25

表 1 住宅の耐震化率

平成27年度（2015年度）当初計画実績

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	3,718	0	3,718	
耐震改修済	3	0		
耐震性あり	727	13,985	14,715	耐震化率
合計	4,448	13,985	18,433	79.8%

令和2年度（2020年度）前計画実績*

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	2,452	0	2,452	
耐震改修済	3	0		
耐震性あり	1,692	14,524	16,219	耐震化率
合計	4,147	14,524	18,671	86.9%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	70	0	70	
耐震改修済	0	0		
耐震性あり	347	737	1,084	耐震化率
合計	417	737	1,154	93.9%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	42	0	42	
耐震改修済	0	0		
耐震性あり	320	848	1,168	耐震化率
合計	362	848	1,210	96.5%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	3,788	0	3,788	
耐震改修済	3	0		
耐震性あり	1,074	14,722	15,799	耐震化率
合計	4,865	14,722	19,587	80.7%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	2,494	0	2,494	
耐震改修済	3	0		
耐震性あり	2,012	15,372	17,387	耐震化率
合計	4,509	15,372	19,881	87.5%

(戸数は、平成28年1月1日現在)

(戸数は、令和3年1月1日現在)

表 2 住宅の耐震化率（戸建て住宅と共同住宅に細区分）

令和2年度（2020年度）前計画実績*

戸建て住宅

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	2,291	0	2,291	
耐震改修済	3	0		
耐震性あり	1,584	11,024	12,611	耐震化率
合計	3,878	11,024	14,902	84.6%

共同住宅

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	161	0	161	
耐震改修済	0	0		
耐震性あり	108	3,500	3,608	耐震化率
合計	269	3,500	3,769	95.7%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	42	0	42	
耐震改修済	0	0		
耐震性あり	40	69	109	耐震化率
合計	82	69	151	72.2%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	0	0	0	
耐震改修済	0	0		
耐震性あり	280	779	1,059	耐震化率
合計	280	779	1,059	100.0%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	2,333	0	2,333	
耐震改修済	3	0		
耐震性あり	1,624	11,093	12,720	耐震化率
合計	3,960	11,093	15,053	84.5%

	旧耐震	新耐震	計	
耐震性なし	161	0	161	
耐震改修済	0	0		
耐震性あり	388	4,279	4,667	耐震化率
合計	549	4,279	4,828	96.7%

(戸数は、令和3年1月1日現在)

(戸数は、令和3年1月1日現在)

※令和2年度（2020年度）の耐震化率は、国や北海道において、住宅・土地統計調査の結果を用いた推計方法となったことから、音更町においても同様に平成30年（2018年）10月1日時点で推計した数値に、平成30年（2018年）10月2日から令和3年（2021年）1月1日までに新築及び除却した戸数を積み上げて算出している。

表3 多数利用建築物の耐震化率

平成27年度（2015年度）当初計画実績

民間建築物 (単位：棟)			
	旧耐震	新耐震	計
耐震性なし	20	0	20
耐震改修済	0	0	59
耐震性あり	0	59	
合計	20	59	79



令和2年度（2020年度）前計画実績

民間建築物 (単位：棟)			
	旧耐震	新耐震	計
耐震性なし	15	0	15
耐震改修済	0	0	64
耐震性あり	0	64	
合計	15	64	79

町有建築物 (単位：棟)			
	旧耐震	新耐震	計
耐震性なし	1	0	1
耐震改修済	7	0	47
耐震性あり	2	38	
合計	10	38	48



町有建築物 (単位：棟)			
	旧耐震	新耐震	計
耐震性なし	0	0	0
耐震改修済	8	0	47
耐震性あり	2	37	
合計	10	37	47

合計 (単位：棟)			
	旧耐震	新耐震	計
耐震性なし	21	0	21
耐震改修済	7	0	106
耐震性あり	2	97	
合計	30	97	127



合計 (単位：棟)			
	旧耐震	新耐震	計
耐震性なし	15	0	15
耐震改修済	8	0	111
耐震性あり	2	101	
合計	25	101	126

(棟数は、平成28年1月1日現在)

(棟数は、令和3年1月1日現在)

表 4 多数利用建築物（民間建築物）の耐震化率

平成27年度（2015年度）当初計画実績

区分	小区分	対象棟数	新耐震基準建築物	旧耐震基準建築物			耐震化率	
				診断結果 (耐震性あり)	診断結果 (耐震性なし)			診断未実施
					耐震改修 済み	耐震改修 未了		
法第14条第1号		62	48	0	0	5	9	77.4%
	共同住宅（アパート）	15	13				2	86.7%
	ホテル	26	18			5	3	69.2%
	工場・倉庫	7	6				1	85.7%
	事務所	1	1					100.0%
	店舗	2	1				1	50.0%
	病院	5	5					100.0%
	大学	1	1					100.0%
	老人福祉施設等	5	3				2	60.0%
法第14条第2号		16	11	0	0	0	5	68.8%
	給油取扱所等	13	9				4	69.2%
	屋内貯蔵庫	3	2				1	66.7%
法第14条第3号		1	0	0	0	0	1	0.0%
	道路閉塞建築物	1					1	0.0%
	計	79	59	0	0	5	15	74.7%



令和2年度（2020年度）前計画実績

区分	小区分	対象棟数	新耐震基準建築物	旧耐震基準建築物			耐震化率	
				診断結果 (耐震性あり)	診断結果 (耐震性なし)			診断未実施
					耐震改修 済み	耐震改修 未了		
法第14条第1号		63	51	0	0	5	7	81.0%
	共同住宅（アパート）	15	13				2	86.7%
	ホテル	24	16			5	3	66.7%
	工場・倉庫	7	6				1	85.7%
	事務所	1	1					100.0%
	店舗	2	1				1	50.0%
	病院	5	5					100.0%
	大学	1	1					100.0%
	老人福祉施設等	8	8					100.0%
法第14条第2号		15	13	0	0	0	2	86.7%
	給油取扱所等	13	11				2	84.6%
	屋内貯蔵庫	2	2					100.0%
法第14条第3号		1	0	0	0	0	1	0.0%
	道路閉塞建築物	1					1	0.0%
	計	79	64	0	0	5	10	81.0%

表5 多数利用建築物（町有建築物）の耐震化率

平成27年度（2015年度）当初計画実績

区分	小区分		対象棟数	新耐震基準建築物	旧耐震基準建築物				耐震化率
					診断結果 (耐震性あり)	診断結果 (耐震性なし)		診断未実施	
						耐震改修 済み	耐震改修 未了		
学校	小学校	校舎	14	11	2	7	0	0	100.0%
		体育館	1			1			100.0%
	中学校	校舎	5	2	2	1			100.0%
		体育館	4	2		2			100.0%
共同住宅			19	19	0	0	0	0	100.0%
	公営住宅		18	18					100.0%
	町有住宅		1	1					100.0%
集会所・体育館	集会所・体育館		3	3	0	0	0	0	100.0%
	集会所		1	1					100.0%
	体育館		2	2					100.0%
庁舎他			2	1	0	0	1	0	50.0%
	役場庁舎		1				1		0.0%
	その他		1	1					100.0%
計			48	38	2	7	1	0	97.9%



令和2年度（2020年度）前計画実績

区分	小区分		対象棟数	新耐震基準建築物	旧耐震基準建築物				耐震化率
					診断結果 (耐震性あり)	診断結果 (耐震性なし)		診断未実施	
						耐震改修 済み	耐震改修 未了		
学校	小学校	校舎	14	11		3			100.0%
		体育館	1			1			100.0%
	中学校	校舎	5	2	2	1			100.0%
		体育館	4	2		2			100.0%
共同住宅			19	19	0	0	0	0	100.0%
	公営住宅		18	18					100.0%
	町有住宅		1	1					100.0%
集会所・体育館	集会所・体育館		3	3	0	0	0	0	100.0%
	集会所		1	1					100.0%
	体育館		2	2					100.0%
庁舎他			1	0	0	1	0	0	100.0%
	役場庁舎		1			1			100.0%
	その他								-
計			47	37	2	8	0	0	100.0%

建築物の耐震改修の促進に関する法律
(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)
最終改正：平成三十年六月二十七日法律第六十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

-
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
 - 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
 - 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

-
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

-
-
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

- 第十三条** 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

- 第十四条** 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
 - 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

- 第十五条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

- 第十六条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

-
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

-
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第十八条** 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

- 第十九条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

- 第二十条** 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

- 第二十一条** 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

- 第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

-
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
 - 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

-
- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 第三十五条** センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

- 第三十六条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

- 第三十七条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

- 第三十八条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
 - 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

- 第三十九条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

- 第四十条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

- 第四十一条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

- 第四十二条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

-
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。
(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月四日法律第五四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)
最終改正：平成三十年十一月三十日政令第三百二十三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2** 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

- 第二条** 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみでの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場

-
- 十二 公衆浴場
十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十五 工場
十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第七条** 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
三 マッチ
四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
五 圧縮ガス
六 液化ガス
七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
イ 火薬 十トン
ロ 爆薬 五トン
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
ニ 銃用雷管 五百万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
五 マッチ 三百マッチトン
六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
七 圧縮ガス 二十万立方メートル
八 液化ガス 二千トン
九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

-
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項

のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからハまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
 - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
 - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
 - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
 - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則（平成十一年一月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則（平成十一年十一月一日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月二三日政令第二一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則（平成十八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成十八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成十九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月九日政令第二九四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二十六年一月二四日政令第四一二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二日政令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月一六日政令第四二一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一七日政令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年三月二三日政令第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日政令第三二三号)

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号

最終改正 令和 3 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1537 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城県内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 3 年 5 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数をおおむね 8 割、建築物の全壊棟数をおおむね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめ

た上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第12条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研究会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成30年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5360万戸のうち、約700万戸（約13パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約87パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1150万戸から15年間で約450万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは15年間で約75万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和3年4月1日時点で耐震診断結果が公表されている約1万1000棟のうち、約1100棟（約10パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約90パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約73パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）における目標を踏まえ、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第323号。以下「改正令」という。）の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号及び第2号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組みとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第5条第3項第2号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、

建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第6条第3項第1号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場

所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第6条第3項第1号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

三 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。

なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

以下、附則及び別添を省略

